

十三世紀中葉におけるヒルデス

ハイム司教領国^(※)

山田欣吾

(※) 筆者はさきに、拙稿『ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策』(『経済学研究』一八、一九七四)において、十三世紀二〇年代から四〇年代にいたる政治史の概要をたどることにより、同領国の輪郭と骨格の大きじをえがこうと試みた。本稿はそれに続く時代(一二四六—一二六〇)を対象とする「続編」であり、意図するところは、やはり、この司教領国の構造(Vorfassung)に対する興味に導かれつつ、その限りで問題になる政治史の概要をたどることにある。十三世紀のヒルデスハイムは、Lantzel, H. A., *Geschichte der Diözese und Stadt Hildesheim*. 2Bde. 1858. Bertram, A., *Geschichte des Bistums Hildesheim*. Bd. I. 1899. いろいろ新しい綜合叙述はなされておらず、十九世紀の両著書が、現在の研究水準に照すとき、素材的にも方法的にも決定的な不充分さを示しているだけに、この時代の政治史の叙述は、それ自体としても改めて試みるに値する課題と思われる。

なお、本稿においてしばしば引用される史料集と、引用の際の省略標記は以下の通りである。

Urkundenbuch des Hochstifts Hildesheim und seiner Bischöfe. Hg. v. K. Janicke und H. Hoogeweg. I. 1896, II-VI. 1901-1911. (UB. H. Hild.)

Urkundenbuch der Stadt Hildesheim. Hg. v. R. Doebner. 8Bde. 1881-1901. (UB. St. Hild.)

Urkundenbuch der Stadt Goslar und der in und bei Goslar belegenden geistlichen Stiftungen. Bearb. v. G. Bode und U. Hölcher. 5Bde. 1893-1922 (UB. Goslar.)

Urkundenbuch zur Geschichte der Herzöge von Braunschweig und Lüneburg und ihrer Lande. Hg. v. H. Sudendorf. 11Bde. 1859-1883. (Sudendorf UB.)

Urkundenbuch, Asseburger. Urkunden und Regesten zur Geschichte des Geschlechtes Wolkenbüttel-Asseburg und seiner Besitzungen. Hg. v. J. Graf v. Boholtz-Asseburg. 2Bde. 1876-1887. (UB Asseburg.)

Urkundenbuch der Stadt Braunschweig. Hg. v. L. Hanselmann u. H. Mack. 4Bde. 1873-1912. (UB. Braunschweig.)

Urkundenbuch der Stadt Hannover. Hg. v. C. L. Grotefend und G. F. Fiedeler. 1860. (UB. Hannover.)

一 司教ハインリヒの選任をめぐる紛争

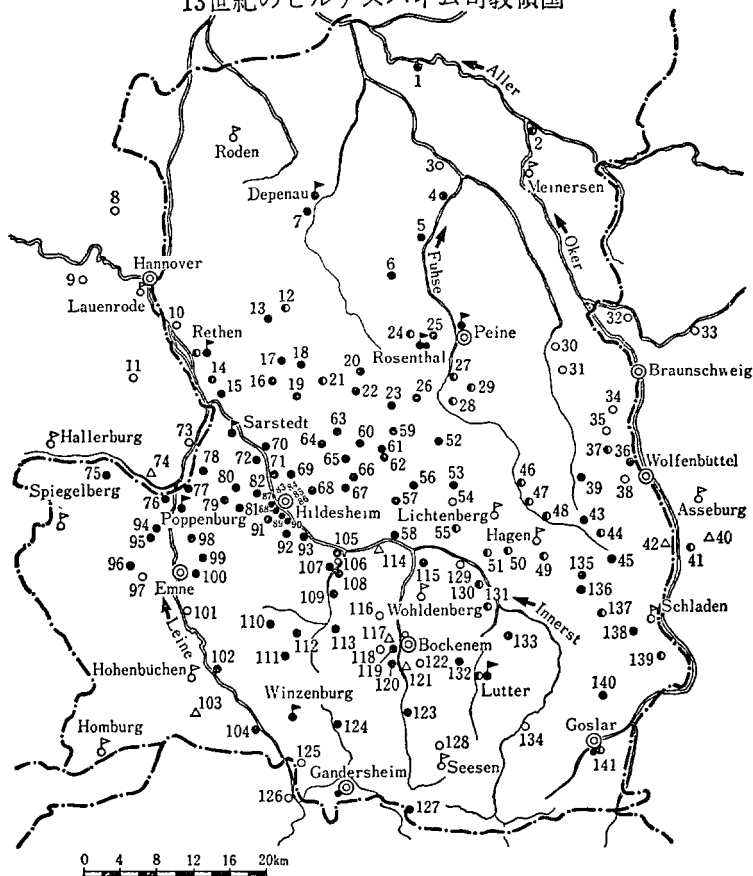
ヒルデスハイムは、この司教領国の真の建設者ともいうべきコンラート二世(二二二—二二四六)の辞任にともなう新司教の選出に際して、またもや深刻な争いの場となった。ヒルデスハイムに限らず、およそ司教を君主とする聖界諸侯領国にとって、新しい司教の選挙は⁽¹⁾つねに紛争の契機にみちた危険な時であり、内外の、また大小の対立する利害が様々に組みあわされつつ一つの椅子をめぐる押し合うところから、事情いかによっては、どんなきっかけからでも熱い抗争の燃え上る可能性がそこには秘められていた。したがって、この時代に選挙紛争を実際に経験した

司教座の数も二、三にはとどまらないが、それでも、ヒルデスハイムのように半世紀の間に三回も司教選任をめぐる紛争が惹き起されたところは他にはない。もっとも、一口に選挙紛争といってもその様相は折々の政治状況を映して全く異っており、決して同じパターンの繰り返しではなかった。

一二四六年七月七日にリヨンから特使フィリップ (Philipp, electus Ferrariensis) に宛てた教皇インノケンティウス四世の書簡は、ヒルデスハイム司教コンラートに辞意のあることを伝え、「もし司教が退くようであれば (si eundem episcopum cedere forte contigerit) その辞職を受理し」⁽⁴⁾、期限を設けて司教座聖堂参事会に「汝の助言と同意をもって (cum tuo consilio et assensu)」相応しい新司教をきめさせるよう、また、もしその通りにならない時は、ものの役に立ちそうな (prout expedire videris) 慎重で誠実な人物を教皇の權威において任命する (auctoritate nostra preficias in pastorem) よう指示している。折から皇帝フリードリヒ二世に対する大政治闘争のなかで、ドイツに反皇帝党派を築くことに全力を尽していた教皇は、ここにまた、一つの司教座を自陣営に獲得するチャンスをつかんだのである。

領邦君主としては注目すべき成功を収めた司教コンラートを辞任に追いこんだのが、その老弱という事情 (propter senium) もあることながら、とりわけ教皇と皇帝の分裂に起因する政治情勢の急迫 (propter scisma quod fuit inter sedem apostolicam et imperium) にあったことは、『ヒルデスハイム年代記』の明記するところである。教皇インノケンティウス四世は、リヨン公会議 (一二四五年六月七月) においてフリードリヒ二世の罷免決議を挙げていら⁽⁵⁾、ドイツの諸侯とりわけ聖界諸侯に対し、この決議の線にそった態度決定、すなわち反皇帝党派に投ずることを迫⁽⁶⁾った。教皇はその際、世俗諸侯に対してはいわば理念ぬきで実益をばら撒く手段に訴え⁽⁷⁾るとともに、教会官職にあるものとしての聖⁽⁸⁾

13世紀のヒルデスハイム司教領国



- 司教区の境界
- ヒルデスハイム司教のミニステリアーレン
- 同司教以外のミニステリアーレン
- 上の両者がともに確認しうる場所
- 都市 (オリエンテーションのために)
- ♣ ヒルデスハイム司教以外の城郭
- ♠ ヒルデスハイム司教以外の城郭
- △ 貴族の居館

Adenstedt	26	Emmerke	80'	Nette	116
Adenstedt	111	Engelbolstel	8	Nettlingen	56
Adensen	74	Engerode	49	Oberg	29
Adlum	60	Esbeck	96	Ochtersum	90
Ahrbeck	7	Escherde	79	Oedelum	59
Alfeld	102	† Essem	71	Ohlendorf	135
Algermissen	19	Flöthe	45	Ohlum	20
Alter Markt	83	Förste	70	Oppershausen	1
† Altes Dorf	84	<i>de Foro</i>	85	† Osede	94
Astenbeck	58	Freden	104	<i>de Piscina</i>	141
Baddeckenstedt	129	Fümmelse	38	Rautenberg	63
Barfelde	99	Gadenstedt	28	Rhuden	123
Barienrode	92	Garbolzum	62	† Rode	107
Barum	43	Garmissen	61	Rössing	78
Berel	53	Gehrenrode	123	Salder	48
Berkum	25	Geitelde	35	Schildberg	128
Betheln	98	Gerstenbüttel	2	Schwicheldt	24
Bierbergen	23	Giesen	72	Sehlde	131
Biewende	40	Gleidingen	14	Sellenstedt	112
Bilm	13	St. Godehard	86	Sievershausen	6
Bleckenstedt	39	† Gowische	134	Sorsum	81
Bledeln	16	Greene	126	† Stedere	37
Bodenburg	113	Gustedt	50	Steinberg	91
Bodenstein	132	† Hachem	119	Stemmen	77
Bönnien	117	† Hareboldessen	75	Stöckheim	36
Bolzum	17	Harenberg	9	Thixden	108
Bornum	121	Hary	118	† Tossem	93
Bornum	41	Heckenbeck	125	Trobe	122
Borsum	64	Heere	130	Uetze	3
Bortfeld	30	Heisede	15	Ummeln	18
Brotzem	34	Hiddestorp	11	† Wackenstedt	68
Brüggen	101	Himmelsthür	82	Wackerwinkel	4
Burgdorf	54	Hoheneggelsen	52	Wallmoden	133
† Cantelsem	114	Hohenhameln	22	† Wedem	48
Cramme	44	Holle	115	Wedtlenstedt	31
Dahlum	120	Ildehausen	127	Wehre	138
Delligsen	103	Ilse	27	Wehrstedt	109
Dinklar	67	Ilten	12	Wenden	32
Dötzum	100	Jeinsen	73	Wendhausen	33
Dollbergen	5	Kemme	66	† Werder	87
Dorstadt	42	Laatzen	10	Wesseln	106
Drispstedt	69	Lebenstedt	47	Westerlinde	55
Düngen	105	Lengde	139	Wöhle	57
† Ebelingerode	140	Lewe	137	Wrisbergholzen	110
† Eddessem	65	Lobke	21	Wülfigen	76
Eime	97	† Luthingessem	89		
Elbe	51	Mahner	136		
Elze	95	† Meienberg	88	† 現存しない場所	

地図について 本図は十三世紀におけるヒルデスハイム司教領国の広がりを見覚的にとらえるための一方便として、同教会のミニステリアーレンを、家名に示される出身地ないしシュタム・ジッツの在所でもって図示してみたものである。そのための前提となる筆者の基礎研究自体がまだ完結していないため、これは一つの経過的な試みにすぎず、したがって、勤務関係や身分関係に不明瞭な点の多いものはすべて除外しておいた。

時代的には、十三世紀はじめから十三世紀末までの百年間をとり、その間の時代分けは断念した。したがって、十三世紀初頭に断絶した家と十四世紀まで存続した家の区別はできない。ヒルデスハイム教会いがいのミニステリアーレンは、一括して白丸で表示した。また、作図上の技術的困難のゆえに、この百年間にある場所において、何らかの形でミニステリアーレンの交錯、並存、転換が認められるケースは、実体のいかに拘りなく同一の表示(白黒印)をとった。したがって、黒白印の中には、百年の間に勤務関係を変えたミニステリアーレン、同一家系に属するものの中で別のヘルへの勤務関係が認められるケース、別の家柄が同一出身地をもち、したがって同一「姓」を名乗るケース、およびそれらの混合形態が含まれる。

なお、この地図の範囲の外側に出身地をもつミニステリアーレンには、Gladebeck, Goltern, Hardenberg, Harste, Lengen, Osterode がある。また、明らかにヒルデスハイム教会のミニステリアーレンであって、地名の確定が充分にできないものは以下の通りである。Alten, Amplede, Barenode, Berkenstein, Blome, Clauenberg, Dersern, Dingselstedt, *de Domo*, Ellsee, Hoye, Lepel, Prome, Rovere, Spado, Swaf, Yinkeler, Wagingen.

なお、地図に書きこまれている城郭とその所属関係は、十三世紀中葉の状態を示している。

界諸侯に対しては峻厳な命令者としてのぞんだ。そこで、同年八月にはフライジック司教、十月にはバンベルク司教、十一月には皇帝のカンツラーでもあったレーゲンスブルク司教が、十二月にはヴォルムス司教が教皇の陣営に移行し、

翌四六年にはザルツブルク大司教、パッサウ司教がそれに随った⁽⁹⁾。ドイツの司教にとって、不決断の態度はもはや許されなくなった。

コンラートは、かつて研究者が簡単に皇帝派の中へ算入した⁽¹⁰⁾ほどには明白な立場をとったことはなく、むしろ晩年には帝国レベルの政治から積極的に距離をおいていたとみられるのであるが、この消極的姿勢がいまや破門をもって処断されるところまで事態はきびしさを加えていた。すなわち、マインツ、ケルン大司教など極めて少数の聖界諸侯によって対立国王に選出された(一二四六年五月二日)テューリンゲン邦伯ハインリヒ・ラスペ(Heinrich Raspe, Landgraf von Thüringen)⁽¹²⁾が最初の帝国集会をフランクフルトに召集したとき、そこへ出席しなかった十七名の大司教、司教、修道院長は教皇特使フィリップによって破門され職務を停止されたのであり、その中にはヒルデスハイム司教コンラートも含まれていた⁽¹³⁾。そして、彼の辞意を伝える前述の教皇書簡がリヨンからこの特使に発せられ、新司教の選任が指示されたのはこれに先立つ十八日前のことであった。ここにヒルデスハイムでは、教皇特使の強い影響を受けつつ新しい司教の選挙が行われることになった。

インノケンティウス四世が前述の書簡および九月九日の文書で特使フィリップに与えた権限は、これまで聖堂参事会がもっていた選挙の自由を特使の認承権によって制約するとともに、期限の経過したときには教皇の権威に基づく直接任命を導入することによって、首都大司教の司教叙任権をも傷つけるものであった⁽¹⁵⁾。したがって、特使がその権限の行使に際して慎重を欠くときには、聖堂参事会と大司教の双方から反撃をうけるおそれがあったわけであり、ヒルデスハイムの事態はまさにこの可能性を現実のものとしたのである。

選挙の経過には不明の点が多いが、⁽¹⁶⁾聖堂参事会自身の手による人選とは別に、特使フィリップの側からまず候補者の提示がなされたことは確実である。彼はヒルデスハイムのドームヘルの一員でブラウンシュヴァイクの聖キリアクス (St. Cyriacus) 教会の管長 (*propos*) たる若年のヘルマン・フォン・グライヒェン (Hermann von Gleichen) を推した。アルディンガーは、フィリップの人柄からしてそこに個人的動機の介在したことも否定できないとはしながらも、この人選の主要な理由がブラウンシュヴァイク公家への配慮にあったものと考えており、⁽¹⁷⁾事件の経過からみて妥当な推測というべきだろう。グライヒェン家はライネ川上流からテューリングン西北部に勢力をもつ伯家で、マインツ大司教の有力封臣であり、テューリングン邦伯家とは伝統的に対立関係にたっていた。⁽¹⁸⁾しかし、ファイツヘヒハイムにおけるハインリヒ・ラスベの国王選挙にはグライヒェン家からもエルンストが参列しているところから、両者の間には、既に友好的な関係が樹立されていたものと思われる。この新国王との関係も、グライヒェン家の一員が司教候補とされるのに作用した条件の一つであっただろう。しかし、新国王に対する関係よりも恐らく重要だったのはヴェルフエン家に対する関係である。選挙紛争のあいだ、ブラウンシュヴァイク公オットーは軍事、外交の両面にわたってヘルマンを強力に支えるのであるが、彼はこのヘルマンを一文書の中で自己の血縁者 (*consanguinitas*) とよんでいる。⁽²⁰⁾練達のこの領邦政治家にとって、自らの首都の一教会で管長をつとめる若年の一血縁者が隣接領国ヒルデスハイムの支配権を握るといふ事態は、まさに測り知れぬ利益を保証する機会だったに違いない。つまり、特使フィリップによるヘルマンの推薦は、オットー公の獲得にはつきり照準を合わせた人選だったのであり、シュタウフェン家に対抗するのに宿敵ヴェルフエン家をもつてするという教皇庁の伝統的政策の線にそうものであった。⁽²¹⁾

教皇特使の提案は、期待に反して、聖堂参事会の中に少数の支持者しか見出すことができなかった。多数を制する見込みのたたないまま、カントール（聖務典礼職）ディートリヒ・フォン・アーデンゼン（Dietrich von Adensen）とほかに七名の参事会員は、正規の会議手続きをふむことなく（*non congregata capitulo nec die ad hoc statuta*）ヘルマンを司教候補として上申（*postularunt*）⁽²²⁾し、それをうけて特使は同人を司教の職に任命（*prefecit*）⁽²³⁾した。その時期は一四四七年初頭のことだったと思われる⁽²⁴⁾。しかし、聖堂参事会の圧倒的多数者はこれを無効なりとして拒否、特使の強引さと対照的な慎重な配慮をもって独自の選挙を進めた。すなわち、首席司祭ライノルト・フォン・ダッセル（*prepositus Reinoldus de Dassel*）をはじめとする二〇名のドームヘレンは、前司教コンラトとともに、まず、マインツ大司教に願ひ出て、かねて同大司教から受けていた聖務停止処分⁽²⁵⁾の解除をうける。これは、大司教がインノケンティウス四世の特許に基づいて管内諸教会に要求した五分一税をヒルデスハイム教会が納入しなかったために下された処分であり、その解除は当然のことながら、大司教への多額の上納を意味していた。こうして聖堂参事会は、適法な司教選挙が行われるための前提条件を確保したのち、正規の手続きを厳格にふみつつ、全員一致で、ドームヘルの一員にしてハイリーゲンシュタット教会（*Heiligensstadt*）の管長たるハインリヒを司教に選出した⁽²⁶⁾。

ハインリヒは対立候補のグライヒェン家と同じくアイヒスフェルトに本拠をもつルステベルク（*Rusteberg*）家の出身である⁽²⁷⁾。同家はマインツ大司教のミニステリアーレで、ハインリヒが管長をつとめる教会の在所ハイリーゲンシュタットは、南ニーダーザクセン、西テューリンゲンの広い地域におけるマインツの最も固い核であった⁽²⁸⁾。彼はまた、北部ヘッセンにおけるマインツの大拠点たるフリッツラーのドームヘル（*Scholaster*）の地位にあった）として、早く

から大司教の近くで活躍しており、一二三二年、テューリゲン邦伯とのフェードに際してフリッツラーで捕虜になった主要人物の中にその名が挙っている。⁽²⁹⁾ こう見てくると、ハインリヒという人物の特徴はすべてマインツ大司教ジョークフリートへの近さを指向しており、彼のヒルデスハイムにおける活動がこれまでほとんど見られなかったことと考え合わせれば、ハインリヒ担ぎ出しの目的がマインツ大司教を動かすことにあったことは自ら明かになる。恐らく前司教コンラートの知恵に基づいて聖堂参事会のくだした判断は、ブラウンシュヴァイク公が領国の内政に介入する危険を予防するため、権勢ならぶものなき教皇特使フィリップの推す候補を排除するには、教皇のさらに大きな支柱であり、一二四三年八月らしい特使 (*legatus sedis apostolice*) の全権をも与えられていたマインツ大司教の全面的支持をうる以外に道はない、というものであったことは明白である。⁽³¹⁾

選挙の直後と思われる時期にハインリヒがヒルデスハイムの聖堂参事会に送った文書が、後代の転写の形ではあるが残っている。⁽³²⁾ その中で彼は、マインツ大司教のもとへ叙任を求めるための使者を派遣したこと (*pro confirmatione nostra solemnibus nunciis nostris premissimus et fideles*) を報ずると共に、ことに当って前車の轍をふまぬよう程よい早さを守っているから、早駆けしたもののたちのように躓きの石にぶつかるとはならない (*ne velut accelerantes nimium in offensionis lapidem impingamus*) と事態の見通しをのべている。そして、この見通しの通りハインリヒは大司教の全面的な支持をえ、正式にヒルデスハイム司教として認証 (*confirmare*) された。⁽³³⁾ ここにヒルデスハイムの司教選挙をめぐる対立は、教皇党派の二大指導者間の分裂という独特の様相をおびることになり、その決着はいや応なしに教皇自身がつけなければならなくなった。

インノケンティウス四世は一二四七年四月二九日、リヨンからマインツ大司教に文書を送り、ヒルデスハイム司教選挙について彼がとった措置を好ましく、また有効なるものとして (*gratum et ratum habentes*) 教皇の権威において承認し (*sanctorum apostolica confirmantes*) 「被選出者 (*electus*)」に対する「被上申者 (*postulatus*)」のいかなる妨害をも許さないよう命令している。⁽³⁴⁾ こうした教皇の判断は、大司教の申し立てた①ヘルマンの上申は教会法的に無効である、②ヘルマンを支持してヒルデスハイム教会領を荒しているブラウンシュヴァイク公、グライヒェン伯などはフリードリヒ二世の追随者である、③ハインリヒは教会のために男々しく、有益に、力強く働く人物である、という粗雑で乱暴な敵味方論をそのまま認める形でなされているが、表面上の理由はともかく、実質的には、当面する政治情勢の中で大司教と特使のどちらを重しとするかという比較考量の結果であったことはいままでもない。教皇とその陣営全体にとって、ハインリヒ・ラスベを不慮の死によって失った現在、新たな対立国王を実現することが何にも増して緊急な課題だったのであり、マインツ大司教はそのためにどうしても欠くことのできぬ中心人物であった。したがって、これとほとんど同じ時期の一教皇文書の中に、われわれはフィリップ・フォンタナが「前特使」とよばれているのを見出すのである。⁽³⁵⁾ そして、マインツ大司教ジークフリートが、新国王擁立のために派遣された教皇特使ベトルスと共にケルンの近傍ヴォリンゲンに諸侯会議を召集し、ホラント伯ヴェルヘルムを国王に選出したとき (一二四七年十月三日)、そこには他の聖界諸侯と並んでヒルデスハイムの「被選出者 (*electus*)」も出席しているのである。⁽³⁶⁾

ヒルデスハイムの新しい司教ハインリヒは、こうしてその地位の正当性を教皇によって承認された。しかし、領国においてその情勢を実際に支配していたのは、ブラウンシュヴァイク公の軍事力に支えられたヘルマンの方であった。

『年代記』は、ハインリヒが都市ヒルデスハイムを平穩に入手しえず、逆にすべての城と都邑はヴィンツェンブルクを除いて反対者により占拠されるに至ったので、司教は「彼らの不法を抑えるために」自らリヨンに教皇を訪れた⁽³⁷⁾、と記している。一二四八年一月三十一日、教皇はハルデハウゼン修道院長に対し、ヘルマンをリヨンへ出頭させるよう命じているが、この召喚状も『年代記』の記述と同様、ヒルデスハイムの司教館、都市をはじめ城や町や村が対立司教を推すものの軍事力によって制圧され、ハインリヒがその諸地方において「正義の実現をなしえない」でいる状態を報じている⁽³⁸⁾。加えて、対立司教はリヨンにおいても有力な味方をもっていた。そこで——『年代記』によれば——そうした多くの貴顕な味方の様々なほめかしのために、ハインリヒのリヨンにおける用件は一年以上も未決のまま遷延した⁽³⁹⁾。その間、注目すべきことに、教皇は一二四八年六月一九日のブラウンシュヴァイク公オットーに対する親書において、その「献身的な請願に対して好意ある承認を与え」、全土が聖務停止になった場合でも自己の礼拝堂で勤行することを許している⁽⁴⁰⁾。一切の聖界権力の宗教的処罰権を無力ならしめるこの特権が、いわば正統ならざる司教の庇護者に贈られるというのはまさに異例の「恩寵」であり、ここにわれわれは、正当性を法的に争う手続きの上ではどうしても勝者となし難いブラウンシュヴァイク公を慰撫し、自らのもとに繋ぎとめておこうとする教皇の意図を見るのである。

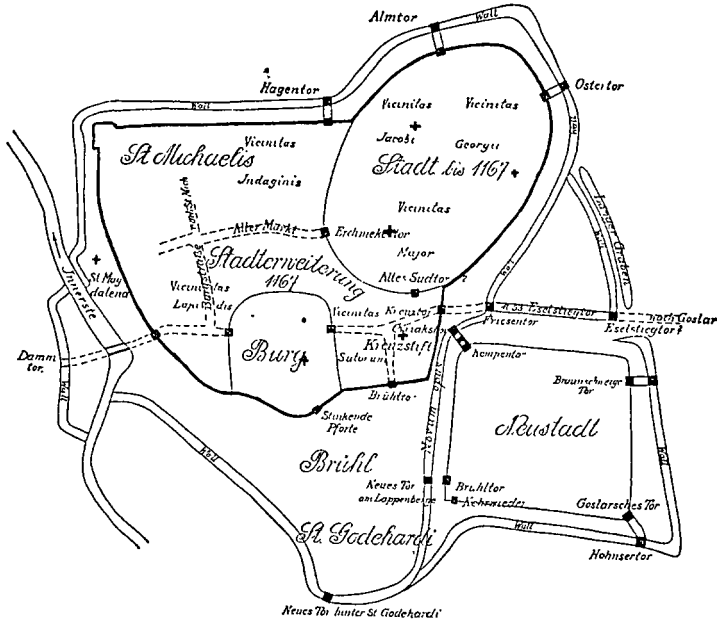
教皇庁における結論は一二四八年十月末までには出されていたらしい。教皇は十月三十一日にナウムブルク司教らにあてた親書の中で、ヒルデスハイム司教とその教会ならびに全所領を教皇の保護下においたことを伝え、その保護に反して同司教と教会が妨害者 (*molestatores*) により不当に苦しめられることなきよう教会処罰権 (*per censuram eccle-*

sustinam) の行使をはかれと命じている⁽⁴³⁾。教皇はまた、この件につき、シュトラースブルク司教を *executor* (判決執行者) に任命、同司教はハインリヒの正当な権利を回復するため、命令に随わぬもの、反抗するものを容赦なく破門に処した⁽⁴⁴⁾。だが、シュトラースブルク司教の精力的な活動も、容易には所期の目的を達しなかつたようである。司教ハインリヒは、教皇から数々の恩寵のあかしをもらって (*in multis gratis a sede apostolica sibi collatis*)、リヨンを後にしたにもかかわらず、一二四九年七月末にいたるまでその存在をヒルデスハイムにおいて確認することができず、逆に同年、ブラウンシュヴァイク公は「ヒルデスハイム近傍の陣營」において証書を公付しているのである⁽⁴⁵⁾。

同じ一二四九年四月末、ブラウンシュヴァイク公はなおいま一度教皇に請願状を出し、事態の転換をはかろうとしている。公の弟たちとブラウンシュヴァイクの聖職者の前で作られたとされるこの文書は、全体として、さすがに弁明的色彩が濃厚である。その中で公は紛争において自己のとっている立場と行爲とを、「教皇特使たりし *electus Ferrariensis* 殿」から正当に、また公式に命ぜられた任務、すなわちヘルマンの保護・防衛者 (*tutores ac defensores*) たる任務⁽⁴⁶⁾によって根拠づけ、かかる任務の遂行の故をもっていかなる教会機関も聖務停止などの処分をすることのないよう訴えている。教皇はまたもや異例にもヘルマン側の要請を容れてこの件につき再度審問の機会を与えた。しかし、ヘルマン自身が出頭し、ハインリヒ側から派遣された代理とわたりあったこの審問においても、結局、教皇庁の判断は覆らず、最終的に *postulatus* は教皇の口からヒルデスハイム教会に關し不利な判決をうけとつた⁽⁴⁷⁾。こうしてヘルマンはついにヒルデスハイム司教の座を断念した。ただ、ここですぐつけ加えておかなければならないのは、彼が何の代償もなしに「不利な判決」だけを受けたのではないということである。一二五一年二月、インノケンティウス四

世は国王ヴィルヘルムに對する北ドイツ諸侯の忠誠誓約をとりつけるための努力(後述)の一環として、シュヴェニン司教に書を送り、辞任を申し出たカミン司教の後任に「ブラウンシュヴァイク公の甥ヘルマン」を選出させるよう工作を要請している。⁽⁴⁷⁾そしてヘルマンは、同六月、実際にカミン司教として史料に登場するのである。⁽⁴⁸⁾

ところで、司教選挙をめぐる紛争中に領国内の諸勢力がどのような動向を示したか、という点については、残念ながら多くを知ることができない。ただ、全体の印象としては、複雑で深刻な紛争が長期間続いたにもかかわらず、それが領国内部の矛盾から惹き起されたものではなかっただけに、領国的統一を決定的に崩すような分裂には至らなかったようだ。司教座聖堂参事会が三対一の比率で割れたことは前に述べたが、カントールを中心とする八名の少数派にカピートルを名乗る実力も名分もなかったことは明らかである。彼らは、ブラウンシュヴァイク公の軍事的優勢が保たれている間は、恐らく司教座聖堂の主人でありえたでもあろうが、一旦、公がその戈をおさめるや、彼らは新司教ハインリヒのもとで再び元のカピートルの中に収まらざるをえなかった。⁽⁴⁹⁾少数派の中心人物ディートリヒも一二年の初頭、公の有力封臣ハラームント伯の証書に筆頭証人をつとめたのち、翌五二年からは司教の証書に元通りカントールとして、しかもしばしば顔を出している。⁽⁵⁰⁾ミニステリアーレンの向背については、ドームヘレンのそれよりもっと史料が少ない。しかし、叙述史料、証書史料全体を通じてのこの沈黙は、恐らく、彼らの紛争に對する係わり方がどちらの意味でも積極的でなかったことを物語っているものと思われる。若干の城を除いて領国の都城がすべて対立司教側のおちたという『年代記』の記述から容易に想像されるように、ミニステリアーレンが敵味方に分れたことは明らかであるが、公がヒルデスハイム近傍の陣營で発行した証書には司教のミニステリアーレンは一人も登



Meier, H., Zur Befestigungsgeschichte der Stadt Hildesheim, Zs. Hist. Ver. Nds., 1913, S. 243. より

場せず、また、紛争の終始後にミニステリアーレンに對する何らかの恩賞や処罰が行われた痕跡も全くみられない。

これに反して、司教が紛争後、恩賞をもってその功績に報いた相手が二つある。その一つは都市ヒルデスハイムの市民であり、他の一つはヴォールデンベルク伯である。後者についてはW・ペートケが詳細に論じているので、ここではごく簡単にふれるにとどめておくが、司教の最大の封臣である同伯家の中でヘルマン三世はハインリヒの盟友として、都市ヒルデスハイム、エムネ（今日のグローナウ）などの重要拠点の防衛を託され、その代償として聖堂参事から一〇〇ブントの支払いを受けているのである。⁽⁵⁴⁾ 他方、ハインリヒは一二四九年七月二三日、司教就任後初の証書を首都の市民（burgenses）に与えた。司教はその中、

戦争の時に「われらとわれらの教会を忠実・勇敢に支持した市民全体」の多大なる好意に報い、ドームブルク (*curbs* 大聖堂城塞) の見張りと保塞に費した大なる出費・労役に報いるため、彼らに「聖ゴデハルト修道院をのぞむドームブルクの門」(地図の *Stinkende Porte* がこれに当る) とドームブルクの城壁全部を守る全権 (*plenum et liberam potestatem munitivam*) を与え、市民が当該城門を「彼らの都市 (*ciuitas*) の各城門と同様」に昼も夜も開閉し、見張ることを認めている⁽⁵⁶⁾。これはドームブルクの壁がそのまま都市壁をなしている部分の防衛管理権をも市民共同体が獲得したことを意味しており、この時にはじめて都市ヒルデスハイムの市壁全体が市民の管理下に入ったのである⁽⁵⁷⁾。フェーデの経験は、恐らく、司教の城塞守備力が市民の軍事能力に較べて余りに劣ることを証明したものと思われるが、司教はその恩賞的譲歩によってかかる現実を認め、少なくとも都市内においては、ある意味で市民の軍事的庇護下にたたされることになったわけである。

これと関連して若干ふれておかなければならないのは、司教ハインリヒの承認印を付されたいわゆる「都市法」についてである。これは五十四条の法規定だけから成っていて、作成の年時や意図を直接には何も語らないが、この史料を『都市ヒルデスハイム証書集』に収録・編集したデーブナーは、形式的、内容的考証に基づいてそれが一二五〇年前後、恐らく一二四九年に成立したものと推定した⁽⁵⁸⁾。つまり、紛争終結後における司教の「恩寵行為」の一つとみるわけである。もっとも、この文書によって司教が都市共同体や都市参事会 (一二三六年初出)⁽⁵⁹⁾ に新しい権利を与えたとか自治権を認めたというのではない。内容的には条文の大半が司教のフォークト (*advocatus*) がリヒターとしていかに事に当るべきかという問題を扱っているところから、デーブナーはこの都市法を「より適切にはフォークタイ条

例と呼ぶべきかもしれぬ⁽⁶⁰⁾」と考えているが、命名の問題はともかく、ヒルデスハイム市民がここで初めて、殺人や傷害の問題から物の売買差押え問題にいたるまで極めて広い生活領域にわたって、都市領主をも拘束する成文法を獲得したことの意義は大きい。しかも、第五二条には、「都市に來りて一年と一日異議なくとどまれるものは、何びとからも返還請求を受けることなし」という例の象徴的規定が書き込まれているのである。

このほか、同じ一二四九年に都市参事会 (*consules*) は、フェーデ期間中に市民が苦しめられた近傍のベンノブルク (*Bennoburg*) をヘーヘルハルト・フォン・ルターから一三〇フアントで買いとって禍根を断つとともに⁽⁶¹⁾、聖バルトロメウス教会との間で前から争われていた水利と水車の問題を極めて有利に片附けた⁽⁶²⁾。このように、首都の市民が紛争後に獲得した成果はまさに目覚しいものであり、そのことは直接的には、領国の危機を乗り切るのに果たした市民の役割の大きさを物語るとともに、都市と市民とがいまや有力な政治的、軍事的勢力として、領邦国家の極めて重要な構成的要素にまで成長したことを意味するものであった。

(一) 司教選挙の手續をなすにいらつは 'Werminghoff, A., Verfassungsgeschichte der deutschen Kirchen im Mittelalter. Leipzig 1907. S. 48 ff. を参照。

(二) この時代におけるドイツの司教選任については 'Aldinger, P., Die Neubesetzung der deutschen Bistümer unter Papst Innocenz IV. 1243-1254. Leipzig 1900. Krabbo, H., Die Besetzung der deutschen Bistümer unter der Regierung Kaiser Friedrichs II. 1. Teil Berlin 1901. (一二二七年まで扱った第一部のみ) を書かれたらならぬ。Krabbo, H., Die ostdeutschen Bistümer besonders ihre Besetzung, unter Kaiser Friedrich II. Berlin 1906. などを見ればよく

づくれる。

- (3) 一一九九年および一二二二年の紛争については、前掲拙稿『司教コンラートの領国形成政策』一三九頁以下を参照。
- (4) UB. H. Hild. II. 758. Lyon 1246 Juli 7.
- (5) Hauck, A., Kirchengeschichte Deutschlands. IV. (5. Auflage) Leipzig 1925, bes. S. 777 ff. Wolter, H., Der Kampf der Kurie um die Führung im Abendland (1216-74), in: Handbuch der Kirchengeschichte. Hg. v. Jedin, H., III/2, Freiburg i. Br. 1973, S. 237 ff. Stimming, M., Kaiser Friedrich II. und der Abfall der deutschen Fürsten. in: HZ. 120. 1919, S. 210-249.
- (6) *Chronicon Hildesheimense*. Hg. v. G. H. Pertz. MGH. SS. 7. 1846 S. 861. なお、『年代記』の記述によれば、コンラートは辞職後、*「シムル・ヨネ・ト・シムル・ノ・ド・エック・ニコ会修道院に留つてゐたが、折しもわれらの教会に起つた司教選挙の混乱のため、Schönanに移つた」* のライン中流の地で約三年後、一一四九年一一月一八日に死去した」とされてゐる。
- (7) Kempf, F., Die Absetzung Friedrichs II. im Lichte der Kanonistik. in: Probleme um Friedrich II. Hg. v. J. Fleckenstein. (Vorträge und Forschungen. XVII) Sigmaringen 1974. S. 345-360. Hauck, A., a. a. O., IV. S. 847 ff. Wolter, H., a. a. O., S. 248 ff.
- (8) 教皇が対立国王を擁立するために巨額の金をばら撒いたことは有名だが、教会法上は疑わしい婚姻に道を開くという手段も、領国形成のために婚姻政策を弄んだ諸侯を獲得するためには有効であった。一一四四年と四五年の二年間だけで教皇は十二件の諸侯に十一件の離婚許可を与へてゐる。Stimming, M., a. a. O., S. 240.
- (9) *ibid.* S. 244. Glaeske, G., Die Erzbischöfe von Hamburg-Bremen als Reichsfürsten (937-1258). Hildesheim 1962, S. 233.

(9) Aldinger, P., Die Wahl Bischof Heinrichs I. von Hildesheim (1246-57) und dessen *epistola apologetica* über seine Wahl. in: Zeitschrift d. hist. Vereins f. Niedersachsen. 1896 S. 115-132. bes. 116. Hoogeweg, H., Bischof Konrad II. von Hildesheim als Reichsfürst. in: Zeitschrift d. hist. Vereins f. Niedersachsen. 1899 S. 238-265. bes. 265.

(11) 皇帝と教皇の対立が決定的になつてから、とりわけドイツにおける皇帝の総代理人 (procurator) の地位にあったマインツ大司教ジークフリートがケルン大司教と同盟することによつて教皇の最も大きな支柱にかわつた一二四一年 (Stimming, M., a. a. O., S. 227 冊) から後は、残存する証書史料による限り、司教の活動は全くローカルな対象と範圍を一步も出てゐない。少なくとも、彼がいろいろかたりとも皇帝派の意味合ふで行なつたような行動は一つもない。前掲拙稿「一九六頁参照。

(12) Böhmer, J. F., Ficker, J. Hg. v. Regesta imperii. V 2. Nr. 4866. 4867. 4868.

(13) Regesta imperii. V3, 10174. UB. H Hild II. 759. Mainz 1246 Juli 25.

(14) MGH. Ep. pont. II. 180. Regesta imperii. V3., 7696.

(15) Aldinger, P., Wahl Bischof Heinrichs I. a. a. O., S. 119.

(16) 『ボンチヌンイム年代記』は司教ハインリヒの事績を記すのに僅かの紙数(四三行)しか割つてゐないが、その半分は彼の選任をめぐる紛争にあてられてゐる。表面的な記述ながら、経過の大筋を知らせてくれる唯一の史料である。紛争の際の対立關係は二つのオリジナルな文書、すなわち、教皇インノケンティウス四世がマインツ大司教ジークフリートに宛てた書簡(MGH. epist. pont. II. S. 247. UB. H Hild. II. 788. Lyon 1247 April 29) とインラマンシェヴァイク公オットーが教皇に提出した請願書(UB. H. Hild. II. 814. Braunschweig 1249 April 25) から大体再構成することができ、ただ、

リヤンツェル、スヤトヲトとつた古く研究者が無批判に利用し、Regesta imperii. V4. 11508 にも其正文書として扱われつゝ司教ハインツェのらむを *epistola apologetica* (UB. H. Hild. II. 829 o. D.) は明らかた事実と反する内容を余りに多く含むであり、フルディンガーの指摘する通り、偽作ならしは後代の書記の習作とみなすべきである。Aldinger, P., a. a. O., S. 130 ff.

(17) *ibid.* S. 119

(18) 匡家ウゴウヅ Uslar-Gleichen, E. Frh. v., Beiträge zu einer Familiengeschichte der Freiherrn zu Uslar-Gleichen. 1888. Patze, H., Geschichte Thüringens. II 1. Hohes und spätes Mittelalter. 1974 S. 188 ff. を参照。

(19) Regesta imperii. V2, 4867., Patze, H., Die Entstehung der Landesherrschaft in Thüringen. I. Teil 1962 S. 294.

(20) UB. H. Hild. II. 814. 後ジヤンケンケンヤマク四冊第一文書の中で、クヤマンをオッター公の „*nepos*“ と云ふは (Mecklenburgisches Urkundenbuch, II. 671) のれを字義通の「甥」と解するならば、オッターの妻マチルデ (ハンテンブント边境伯家出身) の姉妹がハンマンの父ラトスントに嫁してゐたことになる。しかし、この確証はならぬ。このウゴウヅ Sudendorf UB. I. S. XIII. Heinemann, O. v., Geschichte von Braunschweig und Hannover. Bd. I. 1882 (Neudruck 1974) S. 291. を参照。

(21) 一二四六―七七年の段階では、ブラウンシュヴァイク公をはじめ、アスカニア家のザクセン公、ブランデンブルク边境伯など北ドイツの有力諸侯はいずれも皇帝、教皇両派の争いから距離をおいており、それだけに、この人事は教皇特使にとつて情勢転換のための一石として意味をもちつたものと思われる。この時代の北ドイツの情況については Steinbach, H., Die Reichsgewalt und Niederdeutschland in nachsaufischer Zeit. Stuttgart 1969. を参照。

- (22) UB. H. Hild II. 788. クルマンが「親出」をせよと候補として「上申」をせよとするのは、彼が司教の被選挙資格たる三十歳の年齢に達してゐたからである。Aldinger, P., a. a. O., S. 120.
- (23) UB. H. Hild. II. 814.
- (24) 前司教ロムンラートは、ノルンベルクの指摘するところと異なり (a. a. O., S. 118) 一二四六年二月三日まで司教としての活動に忙しかつた (UB. H. Hild. II. 772) だが、特使フツリマンのレヒンツにせよける活動は一二四七年二月末を最後に終つてゐる (Regesta imperii. V3. S. 1547)。
- (25) UB. H. Hild. II. 788. Stimming, M., a. a. O., S. 238f.
- (26) *ibid.*, „……*conuenientes in unum die ad hoc per ipsos legitime assignata dilectum filium H (enricum) prepositum Heiligstadensem concanonicum suum in eorum pastorem et episcopum canonicæ ac concorditer elegissent.*”
- (27) Dobenecker, O., *Regesta diplomatica necnon epistolaria historicae Thuringiae*. III. 2. 1915 Nr. 1508. ヌントスニム司教の証書集を編んだカーンツマートは、ヌンシリヒをカールニタローチ伯家の出身なりとじてゐるが、全く根拠はない (II. S. 631)。¹⁾ *ibid.* 四二五頁の註を参照せよ。Simon, J., *Stand und Herkunft der Bischöfe der Mainzer Kirchenprovinz im Mittelalter*. 1908. S. 80. *ibid.* 九七頁を参照せよ。
- (28) Patze, H., *Landesherrschaft in Thüringen*. a. a. O., 274f.
- (29) Dobenecker, *Regesta Thuringiae*. III. 1508. Patze, H., a. a. O., S. 274.
- (30) ヌンシリヒは一二三四年十一月一日、Hilwartshausen 修道院 (H. ンテンテンの北) に対して聖ヒェンツ修道院 (ヒルデスハイム) がディーマルデン (ゲツチンゲンの東南) の所領などを売却した際、司教ロムンラートのもとでドームへルとして証人になつてゐる。これが唯一の例である。UB. H. Hild. II. 400.

- (1E) MGH. *epist. pont.* II. 9. *Stimming, M., a. a. O., S. 238.*
- (2E) UB. H. Hild. II. 784 o. D. (1247).
- (33) この正式叙階の日時を確定することは、俗権の授与者がハインリヒ・ラスベ（二月十六日死亡）かヴェルヘルム・フォン・ハラント（十月三日選出）かという問題とも関連して興味深い課題をなすのであるが、司教ハインリヒの証書に記載された *„pontificalis nostri anno X”* 形式の年号が余りに不統一なため、それにたづねることは断念せざるをえない。
- (34) UB. H. Hild. II. 788.
- (35) *Regesta imperii.* V3. 7772, 10186 ** a. (1247 April 18).
- (36) ヴォリンゲンの参加者を知るための一史料は、同所においてケルンの聖ツニヒルト教会の新築に因んで発行された贖宥状であり、それは Kreuser, J., *Kölnler Dombriefe oder Beiträge zur altchristlichen Kirchenbaukunst.* Berlin 1844. S. 378 に印刷されている。そこには四人の大司教、二人の司教のほか五人の *electi* が列挙されており、その中に *Hermannus Idesemensis* の名がみえる。この文書については、充分な史料批判が一度もなされておらず、その後の諸研究すべてを通じてトロイザールのトランスクリプトがその唯一利用されたもの（*Regesta imperii.* V2. 4888. UB. H. Hild. II. 793. Hintze, O., *Das Königtum Wilhelms von Holland.* 1885. S. 13. usw.）。残念ながら筆者も未だその原本の所在を知りえないのであるが、どう考えても右の *Hermannus* が *Henricus* の誤りではなかつかという疑いを消すことはできない。ピルデスハイムのこの選挙紛争をたちいつて取扱った唯一の研究者アルディングガーも、ヴォリンゲンへの参加者をヘルマンなりとした上で、大司教から破門をうけている者が「なお自らを主張しえたのは公然たる教皇庁の肩いれがあったからだ」と苦しい推断をくだしている（二二六頁）。ただ、さすがに筆写ミスの可能性をも彼は指摘し、「もし原本に *H. electus Hildesh.* としか書いてないのなら、まずは Heinrich が考えられてよしかもしれない。しかし、そうなると今度は *electus* とあるの

がそれと矛盾してくる」(同頁註5)と述べている。だが、この時点でハインリヒが *electus* とよばれたとしてもそれは決して矛盾ではない。ハインリヒが大司教による叙階をうけた後で教皇文書においても *electus* とよばれている例は既に上でみた通りであり(註34)、「また、ヴォリンゲンの文書ではヒルデスハイムのほか、リュティヒ、シュンスター、バーダーボーン、フェルデンの司教も *electus* と表記されている。それら五人の「被選出者」が正式の司教を名乗るために欠けていた共通の要件は、恐らく俗権のインヴェスチトゥールだったのであり、それを新国王から授与される手続きがこの後に予定されていたのだらう。

(25) *Chron. Hild. a. a. O., S. 861. „…… possessionem quietam nostre civitatis habere non posset, et omnibus castris ecclesie et opbidis ab adversario suo occupatis, excepto Vinzenburg, ad reprimentas suas ac suorum iniurias ad dominum papam Innocentium quantum, qui tunc Lugduni morabatur, accessit.“*

(26) UB. H. Hild. II. 801. Lyon 1248 Januar 31. また、この召喚状から、クルマンが大司教により破門されたことが知られる。

(27) *Chron. Hild. a. a. O., S. 861. „…… tamen variis suggestionibus multorum nobilitum amicorum diu postulati, negotium iam dicti episcopi mansit per annum et amplius in suspenso.“*

(28) Sudendorf UB. I. 33. Lyon 1248 Juni 19.

(29) UB. H. Hild. II. 811. Lyon 1248 Oktober 31.

(30) *Chron. Hild. a. a. O., S. 861.*

(31) Hodenberg, W. V v., Hg. v., Calenberger Urkundenbuch. III. 124. (1249 in castris apud Hildensem).

(32) UB. H. Hild. II. 814. Braunschweig 1249 April 25.

(45) この文書によれば特使フィリップはブラウンシュヴァイク公のほかにはデンマーク王、ザクセン公、ブランデンブルク辺境伯、アンシャリー伯、ネトラント公をこの任に命じたことになっているが、仮りにその事実があったとしても実際の意味は何もあつてなかつた。

(46) *Chron. Hild.* a. a. O., S. 862. „*ubi postulato personaliter comparante, procuratoribus sepe dicti episcopi etiam aslanibus, prefatus postulatus de ore domni pape, cum silentio sibi imposito, super ecclesia Hildensemense sententiam contrariam reportavit.*”

(47) *Regesta imperii.* V.3. 8342. (vgl. auch 8335). UB. Mecklenburg. II. 671. Lyon 1251 Feb. 19.

(48) *Regesta imperii.* V.4. 11617. UB. Mecklenburg IV. 2669.

(49) UB. H. Hild. II. 857. *infra pontem in villa Levinge iuxta Laynam.* 1251 Januar 13.

(50) UB. H. Hild. II. 911. Hildesheim 1252 Dez. 20. 950.; 963-1157.

(51) Eberhard von Lutler といふ若年のニコラウスに於ては、この文書の副文に於て首飾を戴したことが、UB. St. Hild. I. 207. によつて明らかである。また、一二四九年一月一日にブラウンシュヴァイク公がリダクスハウゼン修道院のために発行した証書 (UB. Asseburg. I. 256) によつて、*dominus Hermannus Hildensemensis electus* が筆頭証人として、そのほか *Henricus Grubo* なるものが各を連ねてゐる。この人物はヒルチスハイムの有力ニコラウス Steinberg 家の一員である (vgl. UB. H. Hild. III. 94)。

(52) UB. H. Hild. II. 823. 概中より Graf Ulrich von Regenstern. Graf Ludolf von Hallermund, Ecbert von Wolfenbittel, Baldwin von Blankenburg, Heinrich von Lobke, Bruder Otto und Hillebrand von Herberge, Johann von Brunrode といふた公の封田をニコラウスに譲渡したことが、この文書に記されている。

二 アッセブルク・フェーデと都市ヒルデスハイムの離叛

筆者はさきに「コンラート二世の領国形成政策」を取扱った際、同司教が帝国内膳官グンツェリン・フォン・ヴォルフエンビュッテル (*dapifer imperii Gunzelinus de Wolfenbüttele*) に対抗して、グラーフシャフト・バイネの封主権を貫き通した経過を述べておいた⁽¹⁾。この時には、ヴォルフエンビュッテル家(ほかに von Assenburg, von Pöppe とも名乗った)の主人筋にあたるブラウンシュヴァイク公は、いわば不介入の態度をとることによって事実上、司教の側に利を贈った。それからちょうど三十年、ヴォルフエンビュッテル・アッセブルク家は、自らの領邦的自立をかけて、ブラウンシュヴァイク公家と五年にわたるフェーデを戦うことになる。そして、ヒルデスハイム司教は、三十年前と同じくバイネの確保のために、だが今度は逆にヴォルフエンビュッテル・アッセブルク家の盟友として、このフェーデに深く係わることになった。アッセブルク・フェーデとよばれるこの戦争には、ほかにマインツ、マグデブルク大司教らも各々の領国的利害関心からして介入するなど、それはこの時代に典型的な領邦政治レベルの争いであったが、フェーデの直接的契機にはある独特な事情が絡んでおり、それをみるためには、一二五〇年代初頭における帝国レベルの政治状況について若干のべておかなければならない。

一二五〇年末、フリードリヒ二世が死去するや、インノケンティウス四世はドイツの世俗諸侯と諸都市にむかって、国王ヴィルヘルムへの支持をとりつけるための働きかけを一段と強化した⁽²⁾。その一環として教皇がえがいた構想は、若き国王と北ドイツ有力諸侯の娘との婚姻であり、その工作のために派遣された教皇特使ヤーコブは、複数の可能性⁽³⁾

の中から、ブラウンシュヴァイク公オットーの第四女エリーザベトとの婚約を実現させた⁽⁴⁾。ヒルデスハイム司教の座を争って敗れたオットーの「血縁者」ヘルマン・フォン・グライヒェンに、教皇からカミン司教の地位が提供されたのはちょうどこの時期である⁽⁵⁾。また、教皇がオットーの妃メヒティルトに特別の親書を送り、夫や彼女の「親族」を教会側に引き寄せるよう依頼しているのも注目される⁽⁶⁾。メヒティルトはブランデンブルク辺境伯アルブレヒトの娘であり、したがって王妃となるエリーザベトは、ブランデンブルクを統治する辺境伯ヨージハン、オットーの姪にあたった。さらに、アスカニア家のザクセン公アルブレヒトもその妃ヘレナ（エリーザベトの姉）を通じてヴェルフェン公家とは深い親族関係にたっていた。したがって、国王とヴェルフェン公家との間に結ばれた新たな親族関係は、これまで世俗諸侯の支持を全く欠いていたヴィルヘルムに対し、北ドイツの有力諸侯からの承認をとりつけるための有望な可能性を開いたのであり、事実、一二五二年一月二五日ブラウンシュヴァイクにおいて行われた成婚の儀らしい、政治情勢は急速な転換を示すのである。

国王ヴィルヘルムは一月から四月はじめまでブラウンシュヴァイクに滞在した。その間、国王としてほとんど始めての統治活動を数多くの証書に残した⁽⁷⁾。そのなかでも注目をひくのはヴィルヘルムの都市に対する促進的姿勢であり、この時に帝都都市ゴスラールの市参事会と商人ギルドは諸権利の認証を受けたほか、ヒルデスハイムのノイシュタットもその権利を再確認された。すなわち、十三世紀初頭、ドームプローブストにより都市ヒルデスハイムの東南に隣接して建設されたノイシュタットは、一二二六年国王ハインリヒ七世から年市・週市の開催権、プローブスト以外に對する関税・貢租支払免除権などを与えられていたが⁽⁸⁾、ヴィルヘルムは彼の宮廷司祭たるヒルデスハイムのドームシ

ヨラスター Konrad von Hohenbuchen の願いにより、これと全く同様の権利を改めて確認したのである。⁽¹¹⁾

国王はブラウンシュヴァイクに滞在してこの種の活動を行う一方、ザクセン公、ブランデンブルク辺境伯への接近に努めた。そしてこの交渉は一二五二年三月二五日ブラウンシュヴァイクにおける帝国諸侯会議として結実し、そこにおいてザクセン公とブランデンブルク辺境伯はヴィルヘルム・フォン・ホラントを国王として公式に「追選挙」した(Nachwahl)。⁽¹²⁾ヘーメン王も選挙のしるしとして(In signum electionis)高価な贈りものをもって祝意を示し、その他の北ドイツ諸侯や帝国都市もヴィルヘルムに対する忠誠誓約を行った。⁽¹³⁾このように、ヴォリンゲンでの選出(二四七年十月)の後五年にしてようやく、ヴィルヘルムは法的に、異論の余地なきドイツ国王としてその地位を確立したのみならず、政治的にも、ヴェルフエン公家の全面的支援のもと、少なくとも北ドイツでは国王としての諸任務をある程度まで遂行しうるに至ったのである。

事態がまさにこのように進行しつつある時、老帝国内膳官グンツェリン・フォン・ヴォルフエンビュッテルは、この地方の豪族のなかでただ一人、国王ヴィルヘルムに対する忠誠誓約を拒否した。皇帝フリードリヒ二世の側近において重要な役割を果たしたこの老騎士にとって、イタリアの地にあるコンラート四世がいかに Dionstherr として仕えるべき君主は存在しえなかつたのであろう。⁽¹⁴⁾グンツェリンがヴィルヘルムに対する臣従・忠誠誓約(homagium et fidelitatem)をあくまでも拒否するや、国王は「その高き傲慢と執拗なる敵意の故をもって(propter suam elatam superbiam et malitiam obstinatum)」グンツェリンから帝国レーンのすべてを没収すべく宣告した。⁽¹⁵⁾国王のこの措置は、「帝国諸侯の判決によって(sententia principum imperii)」なされたものと述べられているが、これは、ブラウンシュヴァイク

公オットーの死（一二五二年六月九日）後、公国の統治をひきついでアルブレヒト（大公）の初舞台ともいふべきフランクフルト諸侯会議（七月）か、または翌五三年初頭、国王が再度ブラウンシュヴァイクを訪れた際に行われたものと思われ⁽¹⁶⁾。しかも、グンツェリンの手中にある帝国レーンとは、ブラウンシュヴァイク公家にとって、その領国形成政策上、第一の獲得目標とされていたものにはかならなかつたのである。

グンツェリンには三つの強固な城郭が属していたが、第一の都城バイネはヒルデスハイム司教のレーン、第二の都城ヴォルフエンビュッテルはブラウンシュヴァイク公のレーン、そして第三の山城アッセブルクはニーダーザクセンにおける最も堅固なライヒスブルクの一つであつた⁽¹⁷⁾。多層の防護壁と四つの内門を備えた、この、当時としては最新の山城は、ブラウンシュヴァイク公家の広大な世襲領地のど真中に位置するのみならず、同家最大の進出目標たるハルツ、ゴスラールへの道をちょうど中途において遮断していた⁽¹⁸⁾。したがって、グンツェリンの国王に対する「臣従拒否」は、ブラウンシュヴァイク公にとって、領国形成上のこの障害を除去するためのまたとないチャンスであつた。

一二五三年八月、国王はレイデンにおいて証書を発行し、グンツェリンの手中にある帝国レーンを義弟アルブレヒト公に授封した。もつとも、このときにもヴォルフエンビュッテル家との間に一種の緩衝措置が講じられており、もしグンツェリンの相続人たちが同意するならば、彼らはこの帝国レーンにつき公のアフターヴァザレンたりうることを追記されていた⁽¹⁹⁾。だが、グンツェリンもその息子たちもこうした妥協には応じなかつた。同年十二月十六日、国王がヴェルニゲローデ伯とマイネルセンのヘルに親書を送り⁽²⁰⁾、問題の帝国レーンが実際にアルブレヒト公の領有に帰するよう支援を要請したとき、交渉による解決の可能性はすでに失はれ⁽²¹⁾、両者間の軍事対決は避けられぬ状態にたち至つ

ていたものと思われる。そして、これとの関連で特に注目されるのは、ちょうどこの頃、老内膳官グンツェリン自身がヒルデスハイム司教ハインリヒのもとに顔を見せ、ヴォールデンベルク伯家のブルクハルト(三世)、ハインリヒ(二世)らと共に異例の証人活動をしていることである。⁽²²⁾グンツェリンの側からする同盟者獲得の努力の一つとみてまず誤りなからう。⁽²³⁾ただ、ヒルデスハイム司教が、『ブラウンシュヴァイク韻文年代記』のいう「ヴォルフエンビュッテル家の助勢者」⁽²⁴⁾になった動機については、史料の中に明示的な言及を見出すことはできない。しかし、それが国王への「臣従拒否」に象徴されるような、多少とも政治理念的なレベルの問題にあるのではなく、領邦形成政策レベルの利害関係、とりわけ要衝バイネがブラウンシュヴァイク公の手に落ちるのを阻止しようという意図にあったことは明らかである。

アッセブルク・フェーデの経過について記した唯一の史料『韻文年代記』によれば、公アルブレヒトは一二五五年の聖マリア・マグダレーネの日(七月三日)、大軍をもってヴォルフエンビュッテルに進攻、三日のうちに城を攻略して完全に破壊した。ついで(Gannen)、公はヒルデスハイム領内に進撃し、司教の戦士が守っていたザールステッド、レーテン、ローゼンタール城を陥すとともに、バイネを猛攻する。そして、都市バイネの攻略には成功したが、城郭の方は、特別の砦を築いて攻囲したにもかかわらず、遂に陥しえなかった。また、この頃(Junen dieser ziti)、公は多くの騎士軍を動員してアッセブルクを占領しようとした。しかし、同城の守備兵は年代記作者も想像しなかったような抵抗を示し(ches han ich nicht gemenzen)、公の封鎖作戦にもかかわらず四年目まで城を持ちこたえた。⁽²⁵⁾

『韻文年代記』のこの記事は、ある程度まで証書史料によっても裏づけられる。一二五六年七月二六日、アルブレ

ヒトはローゼンタール附近の陣營 (*in castris apud Rosenale*) において、また八月十三日と二十日にはザールステッド附近の陣營 (*in castris apud Torsede*) において証書を発行している。⁽²⁶⁾ さらに翌五七年五月二十一日の日付をもつ公の証書は、バイネ近傍の新しい砦 (*in novo castro apud Peynam*) において作られている。⁽²⁷⁾ このように、フェーデは全体としてブラウンシュヴァイク側の軍事的優位のうちに、長期戦の様相を呈していたと思われる。年代記作者も一度ならず掠奪と焼打を語っているが、こうした戦争の被害は直接間接ヒルデスハイム市民にも及び、彼らは遂にそれを堪え難く感ずるに至ったようだ。このとき、彼らは自らの利益をはっきり領邦君主や「領国」の利益の前に置き、ブラウンシュヴァイク公と同盟条約を結ぶという挙に出たのである。

この同盟条約の内容をわれわれは、ヒルデスハイムの市参事会と市民共同体 (*consules et universitas burgensium Hildensemium*)⁽²⁸⁾ が作成した二二五六年一月六日の証書から知ることができる。それによれば、ヒルデスハイム市民とブラウンシュヴァイク公アルブレヒトは、ヒルデスハイム司教に対抗して友好を結び、つぎのような相務的支援を約束した。まず、市民は「われらの主君たる現司教ハインリヒ (*domino nostro Henrico nunc episcopo*) に対し」いかなる援助をも提供しない。また、公の側に不利益となるようなときには (*in ipsius ducis et suorum prejudicium et gravamen*) 司教が都市に入ることを認めない。公に不利をなさぬ場合の入市は、これを阻止するものではないが、もし司教の家臣が「われらの都市からして (*de nostra civitate*)」公に害を加えたならば、加害者は司教ともども都市から退けられ、その害が償われるまで入市させることはない。これに対して、ブラウンシュヴァイク公は、予想される司教の報復措置があつた場合には、ヒルデスハイム市民に対し公みずから (*manu aliter*) 人的・物的支援を提供する。公はヒルデスハ

イム市民ぬきで司教と和約することはなく、また、後になって何か他の理由で司教が市民を告発する (*incusare*) ようなことがあれば、⁽²⁹⁾その攻撃が続く限り公はあくまでも市民の味方をする (*castis*)。——つまり、ヒルデスハイム市民はフェーデのさ中に自己の君主に対する積極的な非協力的態度をうちだすことによって、君主をフェーデの早期的放棄に追い込み、一方、ブラウンシュヴァイク公はこうした離叛に対する司教の報復から市民の安全を保障する、というのが協約の骨子であった。その際、公の側からする「離叛への報酬」は全く問題にされていない。むしろ、ヒルデスハイム市民は彼らがこの挙に出た理由を説明して、それは公に対する畏敬と「諸都市すなわちブラウンシュヴァイク、ゴスラール、ハノーファーの古き親愛と友好のためであり、また、われらが乗り越えんと欲し来り、現にそう欲している全土の共通の窮状のためである」と述べている。⁽³⁰⁾

ヒルデスハイム市民が君主に対する離叛を正当化する根拠として、ラントの一般的平和と都市間の友好を掲げたことは、まさに、ライン都市同盟の時代にふさわしい都市の行動を示すものとして特徴的である。十三世紀の中葉がラント平和の歴史の上で、都市同盟による平和運動の時代として特色づけられることは周知の事実であるが、⁽³¹⁾北ドイツの地においても十三世紀四〇年代から諸都市はさまざまな動機から個別の同盟を結んだ。⁽³²⁾ヒルデスハイムの周辺におけるこうした動きの中心は都市ブラウンシュヴァイクにあったようであり、同市はすでに一二四七年いらい、ハンブルク、シュターデと同盟の経験をもっていた。⁽³³⁾そして、同市はまた、一二五〇年前後と思われる時期に、ゴスラール、ヒルデスハイムとも三都市同盟を結んでいた。この盟約 (*sacramenta et iuramenta*) はラント平和のために (*pro bono pacis et statu terre*) 結ばれたものであり、一二五二年四月、国王ヴィルヘルムは、ゴスラール市民に与えた特権状の

中で、それを国王の権威によって認承した⁽⁹⁴⁾。この協約の具体的内容は残念ながら分らない。また、一二五六年におけるヒルデスハイム市民の行動は、この協約から直接導き出されたものではあるまい。ここでは、協約に含まれていなかったハノーファーが、今回は同盟者に数えられているところからもその点は明らかである⁽⁹⁵⁾。しかし、それはともかく、ヒルデスハイム市民は、三都市同盟らしいの歴史的経験と、ライン都市同盟(一二五四年七月)の醸し出した一般情勢との中で、恐らく同盟諸都市の徳憑に基づき、また何よりもその支援に期待して、こうした政治行動に出たものであろう。だから、ブラウンシュヴァイク公との同盟条約の中には、公側からの条約履行の保証人として公の参議たち⁽⁹⁶⁾ (*consiliarii*) が名を連ねるほか、それに先立って、ブラウンシュヴァイク、ゴスラー、ハノーファー市民も協約事項の遵守に責任をもつことがとくに謳われているのである。

十三世紀における都市ヒルデスハイムの経済生活を知りうる史料は極めて少なく、それを多少とも立体的に再構成することは出来ないが、その一つの側面として遠隔地商人の活動がかなり活潑であったことは確実である⁽⁹⁷⁾。市参事会に顔をみせる *mercator, institor, pellifex* (毛皮商)、*venditor linnei panni* (麻布商) などは都市の指導層だったに相違なく、彼らは後のハンザ諸都市と強いコンタクトをもっていた。だから、一二六七—八年ハンブルク、ブレーメンなど北ドイツ諸都市がヘント (Gen) に対する抗議を行った際、すでにヒルデスハイムも名を連ねており、また一二九五年のノブゴロドに対するザクセン諸都市の宣言にも署名しているのである⁽⁹⁸⁾。司教ベルンワルド(九九三—一〇二二)時代らしいヒルデスハイムの名を高からしめた青銅鑄物細工の技術はニードーザクセン南部の都市にも伝播し、すでにヒルデスハイムの独占するところではなかったが、それでもこの都市で作られた芸術性の高い作品は北欧やイングランド

でも珍重されたといわれる。⁽³⁹⁾そして、この一種の特産物生産が、同時に貨幣鑄造地でもあるヒルデスハイムを、銅の原料生産地たるゴスラールと二重に固く結合せしめていたことはいうまでもない。⁽⁴⁰⁾東西の主要交易路上に占める重要な位置にもかかわらず、ヒルデスハイムの市場中心としての意義はさ程ではなかったようだが、⁽⁴¹⁾同市の経済生活が領邦的な枠をこえた活動によって少なからず支えられていたことはまず間違いない。市民がアッセブルク・フェーデに際して、領邦君主の軍事的勝利よりもラントの、一般的平和を重しとした背景には、こうした利害状況が伏在していたことも見ておかなければならないだろう。

ヒルデスハイム市民が、司教選挙をめぐる紛争の際にはブラウンシュヴァイク公に対抗して自らの都市を守り、それから十年も経たぬフェーデにおいては公と結んで自らの君主に敵対する——こうした行動のなかにわれわれはこの時代に特徴的な領国と都市の関係を認めることができるだろう。経済的のみならず、政治的・軍事的にも一つの勢力となった都市は、たしかに領国的秩序の中であって領国を形成する要素には違いなかったが、同時にそれはほとんど独立の政治主体として、領国を超えた政治空間のなかで独自の活動を展開することができたのである。都市のそうした活動の論理的帰結としての「帝国直屬志向」をおさえこんで、領邦君主が都市の領邦内化に成功するか否かは、ヒルデスハイムにおいても十四世紀の経過をまっしてはじめて結論の出される問題であった。

さて、アッセブルク・フェーデの経過に戻って、都市ヒルデスハイムが離叛した直後、マインツ大司政ゲアハルトはエーバーシュタイン伯らとともに、突如南からブラウンシュヴァイク公領に侵入した。この時の戦闘で大司教は敗北し、大司教自身が捕えられるという事態を招いたが、⁽⁴²⁾こうした戦火の飛火によってフェーデは著しく拡散し、必ず

しもヒルデスハイム司教領国だけが主戦場ではなくなつたらしい。加えて一月二八日には国王ヴィルヘルムが不慮の死をとげるといふ大事件が起つた。その結果、アルブレヒト公の活動は、彼にとって不利に傾いた一般情勢のなかで、新国王の選出をめぐる国際的政争に大きく重点を移し、フェーデそのものは決定的な軍事的結着をみることなく徐々に下火にむかつたようである。一二五六年末に司教ハインリヒ自身がブラウンシュヴァイクへ出向していることから、われわれは、公との和解交渉がその頃なされていたことを結論してもよいだろう。しかし、司教ハインリヒは、この交渉成果を見ることなく、翌一二五七年五月二五日に死去した。そこでヒルデスハイム司教座聖堂参事会は、直ちに新しい司教の選任に移り、「正しき投票と全員一致の同意により」、同教会の財務にケレラリウス (*cellerarius*) として三十年の経験をもつヨハン・フォン・ブラケル (*Johann von Brake*) を選出した。フェーデの収束と領国再建の任務はすべてこの新司教の肩に課せられることになつたのである。

(1) 前掲拙稿『司教コンラートの領国形成政策』一五一頁以下参照。

(2) 一二五一年二月一八、一九の両日に、教皇はオーストリア公、ザクセン公、ブラウンシュヴァイク公、バイエルン公、マイセン辺境伯、ブランドンブルク辺境伯およびドイツ諸都市の参事会に対し、国王ヴィルヘルムへの忠誠誓約を要請する親書を出している。 *Regesta imperii*. V. 3. 8327-8339. 教皇が帝国の重要問題について都市と市民によびかけたのはこれが初めてである。 *Steinbach, H., Reichsgewalt und Niederdeutschland in nachstaufischer Zeit*. Stuttgart, 1968. S. 20.

(3) アスカニア家のザクセン公女とデンマーク王女(ザクセン公の姪)も候補にのぼつていたことは、教皇の文書から明らかになる。 *Regesta imperii*. V. 3. 8328, 8329.

- (4) この婚約が一二五一年中になつたことは、同年の一文書 (Schmidt, G., Hg. v., Urkundenbuch der Stadt Göttingen bis zum Jahre 1500. I. 1863 Nr. 3) に „*regnante gloriosissimo Wilhelmo Romanorum rege cum desponsaretur illi filia illustris duois in Brunswic.*” とあるからである。
- (5) 本稿三九一四〇頁参照。
- (6) *Regesta imperii*. V. 3. 8337.
- (7) *Ibid.* 5058—5075.
- (8) UB. Goslar. II. 12. Braunschweig 1252 April 3.; II. 13. Goslar 1252 April 6. この国書の複製は、*Die Geschichte der Neustadt Hildesheim* (Hildesheim 1937. S. 8. 聖書博物館の複製) を参照。
- (9) 建設時期は、一二二一年—一二二六年の間と推定される。Gebauer, J. H., *Geschichte der Neustadt Hildesheim*. Hildesheim 1937. S. 8.
- (9) UB. St. Hild. I. 96. Würzburg (1226) November 22.
- (11) UB. St. Hild. I. 221. Braunschweig 1252 Februar 27. ただし、ユーートロープスとの建設期は、*Die Geschichte der Neustadt Hildesheim* に対する国王の好意的措置が、旧都ヒルデスハイムに比べて好ましく知られるように、この文書は、この前提である。
- (12) この経過を記す基本史料である『フロンフル編年誌』は、この様子を、*„Ubi etiam sequenti die rex Wilhelmus a marchione Brandenburgensis ac duce Saxonie ceterisque huius terre magnatibus in Romanum sollempniter electus est principem. Eodemque tempore civis Goslarvensis fecerunt similitur.”* *Annales Erphordenses*. MGH. SS. XVI. S. 38. の帝國諸侯会議は、皇帝侯制度の確立にむかふ画期として、この様子を、*Die deutsche Königswahl und ihre Rechtsgrundlagen bis zur goldenen Bulle*. 2. Aufl. 1944 S. 186 ff. を参照。

- (13) *Ann. Euphord.* a. a. O., S. 38. Steinbach, H., a. a. O., S. 25 ff.
- (14) の極めて興味深から人物にうらむす。Schmid-Phiseldeck, C. v., *Ganzein von Wolfenbüttel, ein Lebensbild aus Wolfenbüttels ältester Zeit.* in: *Zs. d. Harz Vereins.* 16. 1883. S. 209-230. UB. Asseburg I. Vorwort, VIII. を参照。
- (15) UB. Asseburg I. 278. Renaissance (1253) Dez. 16.
- (16) せつとせつ のてきに開する論議はなべ。Steinbach, H., a. a. O., S. 38. せし二五二年三月のハナウマンタントク議案を議ひつひの利共を降せりたためんとす。うらむ返つ。Bähr, A., Albrecht I., Herzog zu Braunschweig und Lüneburg (1252-1279). in: *Jb. d. Ges. Vereins f. d. Herzogtum Braunschweig.* 13. 1914. S. 10. せし五三年二月説を積極的に出張しつる。
- (17) アッセブルクがグンツェリンにより、帝国教会ガンダースハイムの土地に建設されたことは、一三二〇年六月一七日の教皇文書から明らかである。UB. Asseburg I. 104 (Rom. Honorius III.)。その後、同城はフリードリヒ二世のせつとピライエスブルクとして取り扱われつたり、チンベーク王の釈放問題をめぐる皇帝とシユウエリン伯の交渉に際しては、Harzburg, Wernigerode, Blankenburg, Regenstein ともせつと、きのたの客居場所として指示せられつる。UB. Asseburg I. 129. Nordhausen 1223 Sept. 24.
- (18) Gootting, H., Asseburg. in: *Historische Stätten, II. Niedersachsen und Bremen* 1969. S. 20 f.
- (19) UB. Asseburg I. 275. Leyden 1253 August 22.
- (20) UB. Asseburg I. 278. Renaissance (1253) Dez. 16.
- (21) 十月二三日、公がロスマールにおいでつてウォールテンブルク家の私有修道院たる Wöltingerode 修道院に Börsum の教

会を移譲したとき、グントツェリンの長子エタムベルト（三世）がたまたまあつておき、明らかに交渉による解決が図られたことを疑わぬ。UB. H. Hild. II. 928. Goslar 1253 Oktober 23.

(22) 証書の内容は、司教の一封田が知行地をロタムト修道院に売却したつとに、ついでのもうされた認承状である。Hodenberg, W. v., Hg. v., Calenberger Urkundenbuch. III. 172. *Iuxta pontem Addenheim* 1253 Oktober 14.

(23) ヴォールトデントルク家の両兄弟は、この後のフォーテ期間中、マッセンルクトリヒルトスノイト側に好意的な態度をとり、ブラウンシヒツマイク公を積極的に支援した従兄弟ハントリヒト（三世）と鋭く対立することになった。Petke, W., a. O., S. 389 f.

(24) Braunschweigische Reimchronik. Hg. v. L. Weiland. MGH. Dt. Chron. II. S. 558.

(25) *ibid.* S. 558. 7955—8016.

(26) UB. Asseburg I. S. 201.

(27) UB. Calenberg I. 190.

(28) UB. St. Hill. I. 241. UB. Hannover. I. 18. UB. Goslar. II. 28. UB. Braunschweig II. 163.

(29) „*Sane si super aliquibus alis quam de huius ratione facti nos vellet dominus noster episcopus in posterum incusare.....*”

(30) „*Una per hoc fecimus et facimus pro reverencia domini ducis, quod pro antiqua dilectione et amicitia civitatum scilicet Brunswic, Goslar et Honovere necnon et pro communi necessitate locius terre, quam exinde subistere speravimus et speramus,*”

(31) シュトット平和と都市同盟の問題一般については、さへ本文の中へ、*von* だの Angermeyer, H., Königstum und

Landfriede im deutschen Spätmittelalter. 1966. S. 37 ff. のことをあげておく。ライン都市同盟については、増田四郎「都市を繞る中世末期の独逸政情——ライン同盟を中心に——」(同著『独逸中世史の研究』昭十八年、四四七頁以降)、林毅「ライン都市同盟決議録」(『阪大法學』八四号、昭四八年、一頁以降)を参照。また、ザンゼン諸都市の動向をも視野に収めるために、Wetzsäcker, J., Der rheinische Bund 1254. Tübingen 1879, S. 128 ff. が重要である。

(29) Kleist, U., Die städtische Städtebünde zwischen Weser und Elbe im XIII. und XIV. Jahrhundert. in: Zs. d. Harvereins. 25. 1892. S. 1-101. 一二四一年のハンノク同盟(UB. Hamburg. I. S. 446)は、最早の事例である。一二四六年には、ハムブルク同盟、マクスター同盟、ハンノク同盟(Handsches UB. I. 345)の「オーダー」を含む南部のH・マクスター同盟との同盟(Stundorf UB. I. 27)が結ばれている。

(30) UB. Braunschweig II. 118:1247, 121, 122, 123:1249. この同盟は商人の財貨を盗賊から守るための相互援助を主たる目的として、Kleist, U., a. a. O., S. 3.

(31) UB. Goslar II. 12. Braunschweig 1252 April 3.

(32) 一二五六年の事態を三都市同盟と稱している点で、クライストの議論はかなり粗雑である。Kleist, U., a. a. O., S. 4, 7 f.

(33) この参議は、Graf Heinrich (III) von Woldenberg, Hermann von Warburg, Luthard (ältere) und Luthard (jüngere) von Meinersen, Conrad von Dorstadt, Heinrich von Homburg である。ハイプトン・クマンに属する封臣は、シヒムネリマーレンの重臣たちが含まれており、参議とどう言葉に制度的な意味を読みこむことは避けるべきであろう。

(34) この時代の都市ブルデムンハイムの商業活動については、Gebauer, J. H., Geschichte des Handels und des Kaufman-

nstandes in der Stadt Hildesheim. Bremen-Horn 1950. bes. S. 11-31. を参照。

- (38) Jan, H. v., Geschichtlicher Überblick über die Bischofs- und Hansestadt Hildesheim. in: *Alt-Hildesheim*. 42. 1971. S. 4. Kleist, U., a. a. O., S. 10 f.
- (39) Habicht, V. C., Hildesheimer Kunst in Skandinavien. in: *Alt-Hildesheim*. 18. 1939. S. 17-28.
- (40) Fiala, E., Münzen und Medaillen der Welfschen Lande. Bd. 9. 1919. S. 35 ff.: *Bistum Hildesheim*.
- (41) 11611141' 114444' „Alter Markt” が単なる細い道路にすぎなかつた点から想像せよ。(地図を参照)° Meier, P. J., Siedlungsgeschichte der Stadt Hildesheim. in: *Niedersächs. Jb. f. Landesgeschichte*. NF. 8. 1931. S. 119.
- (42) Braunschweigische Reimchronik. a. a. O., S. 558 f.
- (43) Bähr, A., a. a. O., S. 15 ff.
- (44) UB. H. Hild. II. 1002, Braunschweig 1256 Dezember 3.
- (45) *Chron. Hild.* a. a. O., S. 862.

三 司教ヨハンによる領国の再建

フエーデの収束と領国の再建を託すべき人物としてヨハンを選んだことは、司教座聖堂参事会の極めて的確な判断だったようである。彼はバーダーボルン司教のミニステリアールたるブラケル家の出身で、決して有力な家柄に属してはいなかったが、一二一八年にヒルデスハイム聖堂参事会員として初めて現れて以来、⁽²⁾すでに約四十年もの間、もっぱらこの司教区において活動をしてきた。その間、一二二六年には大聖堂の財務を司掌する *Donkellner* の職につ

き、一二四六年以降は Domkister (custodes 聖具管理職) を兼ね、また、三二年から四六年まではエルスブルク教会 (Stift Oelsburg) の管長を勤めるとともに、五二年からはヒルデスハイム西郊の豊かなシュティフト、聖モリッツ教会 (St. Mauritii in Monte) の管長職にもあつた。⁽³⁾ ヨハンは一二五七年七月ヒルデスハイム司教に選出されて以来、六〇年九月に死去するまで、司教の地位にあつた期間はわずか三年にすぎなかつた。しかし、この短い期間中に、彼は自らに課せられた任務をかなり有効、適切に果たした、ということができる。『司教年代記』の作者は、ヨハンの活動を特色づけて、それが「教会の平和と利益を目ざして、朽ちたもの、失われたものを人々のために可能な限り再興すること」にむけられていたと語り、また、彼はしばしば外に出むいて人々と接触したので、「貴賤をとわず皆に好意をよび起した」、とその人柄、仕事ぶりを述べている。⁽⁴⁾ 実際、『年代記』の語るような活動のスタイルはヨハン時代の証書史料のあり方にも現れており、彼の発行した証書は極めて多くの数にのぼつたのみならず、各証書に名を連ねる証人は全体として質量ともに充実していた。⁽⁵⁾ また、彼のもとでラントの全体集会は、実証されるものだけで五回開かれており、⁽⁶⁾ 総じてわれわれは、司教ヨハンが領国の危機を乗り切るために、ランデスゲマインデのまとまりをある程度緊密化するのに成功していたという印象をもつのである。

さて、アッセブルク・フエーデは、一二五八年に三つの協約によって一応の終結をみた。グンツェリンの相続人たちは問題のアッセブルク城を四〇〇マルクでアルブレヒト公に売却するとともに、⁽⁷⁾ バイネに関してはヒルデスハイム司教の権利主張を認めることにより、いわば独自の領国形成の企図を放棄する形で、この地域の領国間関係を一応の均衡にもたらしした。

司教ヨハンは一二五八年六月末、ヒルデスハイムにおいて、ブルカルト・フォン・ヴォルフエンビュッテルおよび三人の息と協定を結んだ。それはヴォルフエンビュッテル側の立場から書かれた協約証書の形で伝承されている。⁽⁸⁾ それによれば、ブルカルトらは司教からバイネ城と都市の二分一、およびグラーフシャフトをレーンとして受領し(*res dietalem castri et medietalem civitatis in Pyna et comitum…… iure recipimus feudali*)、それらについての先買権を司教に認める。これに対して司教の側も、彼に属するバイネ城と都市の二分一を、ブルカルトら以外の誰にも売却ないし処分することはない。また、城に関してブルカルトらは、司教の自由な活用を阻げないことを約束する。大要こうした内容の協約は、たしかに形こそ双務的なレーン契約であるが、実質的にはヒルデスハイム司教によるバイネの獲得を意味するものであった。だから、『年代記』はこの点について端的に、「彼(司教ヨハンは)バイネとよばれる城の獲得(*acquisitione*)のために、またグンツェリンの息ブルカルトの債務を解消するためにヒルデスハイム貨幣で一〇一〇⁽⁹⁾ プフントを支出した」と書いている。つまり、司教はこの巨額な金を投じて、事実上、バイネを買ったのである。⁽¹⁰⁾

他方、司教とブラウンシュヴァイク公の間には、一二五八年十二月十七日、ハルバーシュタット司教、ブランデンブルク辺境伯の調停により、「休戦」の形で和約が成立した。これについては、十五世紀に転写された公の証書が唯一の史料となっているが、⁽¹¹⁾ それによれば、休戦はブラウンシュヴァイクの聖エギディウス修道院において、公側、司教側ともに多数の列席のもと、単に公の側から、「司教とその助勢者(*auxiliarios*)に対し」翌聖霊降臨節後の日曜まで身体と財産の保障を約束したのだが、むしろここで特別の注目に値するのは、公がそれに続けて、「この安全保障には *dominus Borchardus de Wylenbulle, dominus Iohannes de Eschehte et dominus Ebertus de Luttere* が含まれる」

と特に明言している点である。一体なぜこの三人が、この時点で、多くの司教の助勢者の中から特に安全保障の対象とされる必要があったのだろうか。この問いを解くための鍵は、実は、司教ヨハンのもとで遂行された城郭獲得政策の中に求めることができる。

ブルカルト・フォン・ヴォルフエンブッテルから司教がバイネ城を獲得したことは既に述べた。これより先、司教はその城郭政策の第一歩として、バイネの西北に位置する自己の城デーベナウ (Depenau) を改めて確保するため、の処置をとっているのであるが、その際の協約相手の一人が、ほかならぬ公の証書に登場する第二の人物ヨハン・フォン・エシエルデなのである。⁽¹²⁾ ヒルデスハイム司教はかつてデーベナウ城の *proprietarius* (所有権上級封主権) を貴族デーベナウ家から買いとって以来、⁽¹³⁾ 同城を複数の封臣に分割授封していたらしい。一二五八年の時点における受封者はヨハン・フォン・エシエルデ、リポルト・フォン・エシエルデ、およびブルカルト・フォン・ゴスラーの三名であったが、その三者による城の分有の仕方については、残念ながらごく一部しか分らない。⁽¹⁴⁾ ヨハンとリポルトはともに司教の最も有力なミニステリアーレ家門エシエルデ一族に属していたが、それぞれ別系列をなし、ヨハンの方が一世代若いながら本家筋に当たっていたようだ。⁽¹⁵⁾ 彼は司教ヨハンのもとで特にしばしば証人活動を行っており、証人群中の序列も上位を占めているところから、⁽¹⁶⁾ 司教の重臣の一人であったことは疑いない。ブルカルト・フォン・ゴスラーなる人物については、それが *milites* (騎士) であるということ以外確実なことは何も言えないが、恐らくヒルデスハイム司教のミニステリアーレンの一員だったものと思われる。⁽¹⁶⁾ つまり、司教はデーベナウ城の防衛を三人のミニステリアーレンに託していたわけだが、その中心ないしは代表格をなすのが問題のヨハン・フォン・エシエルデだった。

ところで、ブラウンシュヴァイク公との長いフェーデを通じて、デーペナウ城の軍事的重要性はにわかに大きくクローズアップされたに違いない。それは、いわば公の領国内に打込まれた楔にも比すべく、デーペナウバイネの線が司教の手に握られるということは、公の二大都市ブラウンシュヴァイクとハノーファーの完全な分断を意味した。一二五八年初頭、司教ヨハンがこの重要拠点に対する直接的統制力確保のためにつぎのような措置にでたとき、彼がこのような構想を抱いていたことは確実である。同年一月二二日、司教はリポルト・フォン・エシエルデがレーンとして領有していた城郭部分をブレイメン銀貨七〇マルクで買いつつた⁽¹⁷⁾。そして、これと同じ日に、他の二人の受封者からもほとんど同文の誓約証書をいれさせ、自己の領有部分を司教に対しては常に開くべきこと、ならびに、それを司教以外の何ものにも売却・処分しないことを約束させた⁽¹⁸⁾。その上で、司教が新たにどのような城郭守備体制をとったかは不明であるが、いずれにしろ、その中心にたつのはヨハン・フォン・エシエルデ以外にはなかったであろう。つまり、ブラウンシュヴァイク公がことさら彼を特定して安全を保障したとき、彼の名と結びついていたのは、デーペナウを公に対する軍事拠点として強化しようとする司教の城郭政策にはかならなかったのである。

さてブラウンシュヴァイク公が休戦協定の中で特に安全保障を約束した第三の人物、エクベルト・フォン・ルターからも、司教ヨハンは極めて重要な城郭・所領複合を獲得していた。これを報ずる『年代記』の記事によれば、司教は、①エクベルトからルター城と二五フーフエを銀四八〇マルクで、②同村の (*in eadem villa*) 二フーフエを *camerarius* ⁽²⁰⁾ *Johannes* から一三フフントで、③ヴォールデンベルク伯ハインリヒ (三世) から同村の (*in eadem villa*) 一七非授封フーフエ (*mansos expeditos*) と七授封フーフエ (*mansos infodatos*) を銀七マルクで、④ヴォールデンベルク伯ブルカ

ルトとハインリヒ(二世)⁽²¹⁾から村とミニステリアーレンと附屬所領(*villam et ministeriales et quedam bona attinentia*)を銀四〇〇マルクで買いとった。この大規模な所領獲得については、証書史料が伝承されていないので、買取りの日時、様式、およびルター家とヴォールデンベルク伯の關係など不詳の部分も多いが、実際に購入がなされたことだけは確かである。⁽²²⁾

ルター(*Tutter am Barenberge*)はハルツ山塊の西北端に接し、ヒルデスハイムからの道路がゴスラールに入る門口に位置していた。それは恐らく、ハルツ西北部における最大の貴族ヴォールデンベルク伯の勢力圏に属していたであろう。同伯家について初めての優れた大作を著したW・ペートケは、ルター家を端的に同伯のミニステリアーレンの中に数えている。⁽²³⁾ペートケの結論はもちろん全く誤りというわけではない。しかし、事態はもう少しこみいっていたようだ。ルター家に関係のある史料百点余を整理してみると、同家には明らかに二つの系列が認められる。一つは、一二〇一年に初出のアシュヴィンから始まる系列(名前からしてアシュヴィン・エーベルハルト系とよびうる)、もう一つは、一二二四年初出のアンドレアスに始まる系列(同じくアンドレアス・リポルト系とよびうる)である。アンドレアス・リポルト系のルター家は、つねにヴォールデンベルク伯の側近にあり、一二六五年の一証書には、*ministeriales de Waldenberg*と明言されている。⁽²⁵⁾この立場は十四世紀初頭まで不変であり、したがって、この系列が伯によって司教に売却されたミニステリアーレン(前述の④)に属していなかったことは明らかである。一方、アシュヴィン・エーベルハルト系については、アシュヴィン一世の身分關係は不明瞭であるが、第二世代に属するエーベルハルト一世、第三世代のアシュヴィン二世、エーベルハルト二世等は常にヒルデスハイム司教のミニステリアーレンの

間にその位置を占めている。⁽²⁶⁾そして、問題のルター城の売却者エクベルトがこの系列の第二世代に属することは、後にアシュヴィン二世兄弟が「父の売却したルター城の」支払い担保をめぐって司教オットーと争っているところから、ほぼ確実に推測可能である。ただ、彼自身の身分関係については残念ながら何も言うことができない。⁽²⁸⁾また、アシュヴィン・エーベルハルト系のルター家が十三世紀中葉以降は、明らかに司教のミニステリアーレンだったとしても、それが「伯による売却」の結果であったか否かについて——その可能性は決して否定しえないながらも——⁽²⁹⁾結論をくだすことはできない。

ヒルデスハイム司教が銀千マルクもの大金を投じて獲得したルターは、司教領国を東南に向って固め、拡大するための橋頭堡であった。事実、これ以降、歴代の司教はヴォーレンベルク伯から城郭・所領を逐次購入することによって領国の拡大をなして行くのであるが、⁽³⁰⁾こうした動きへの予兆として、司教によるルター城の獲得は、ブラウンシュヴァイク公にとって大きな衝撃であったに違いない。それは、同司教が相次いで打出したバイネ、デーペナウ獲得の措置と相まって公を刺激し、フェーデの戦火を再びもえ上らせたであろう。⁽³¹⁾しかし、折からアルブレヒト公ととりまく大きな政治状況は、国王ヴィルヘルムの死と一二五七年の二重選挙——大空位——を通じて著しく不利に傾き、⁽³²⁾彼がこのフェーデに深入りすることを許さなかった。逆にいえば、司教ヨハンの側における思い切った城郭獲得政策は、こうした状況の読みの上でなされたともみられるわけだが、それはともかく、公は北方エルベをめぐるサクセン公との戦争を、決して有利とはいえぬ条件で終結するとともに、⁽³³⁾ヒルデスハイム司教とのフェーデも、ハルバーシュタット司教、ブランデンブルク辺境伯の調停を容れて休止せざるをえなかったのである。一二五八年末の休戦協定は、

翌春までの期限つきとなっていたが、その後、公と司教との間に敵対関係が再燃した形跡はなく、むしろ、両者の平和的コンタクトを示す史料が若干認められる。⁽³⁴⁾つまり、公は司教による三城郭の獲得を、少なくとも当面のところは、容認せざるをえなかったわけである。

ところで、司教ヨハンがこのような城郭獲得政策を遂行するに当って、克服しなければならなかった障害は隣国の軍事的干渉ばかりではなかった。いや、それにも増して大きな困難は、実は資金調達の問題にあった。紛争と戦乱に明け暮れたハインリヒ時代に、ヒルデスハイム教会・ないしは領国の財政がどのような窮状に陥ったかは想像に難くない。『年代記』は同司教の事績を、いわば総括して、「この司教はその時代中、多くの不和によって忙殺され、ために司教の御料に属する多くの所領を質のかたちで残したとはいえ(Licit…… obligata reliquisset)、教会の利益のために出来る限りのことを果そうと努めた」と書いている。ハインリヒは最晩年の一二五六年一月、教皇アレクサンダー四世から教会財産の運用に関する一つの特別許可を与えられた。それは、ヒルデスハイム司教管区内において「三年間に闕所となる教会恩給地の収入を(*proventus*…… *benefactorum ecclesiasticorum*) 一年分は負債の返済のために留保(*retinere*)してよい」とするものであったが、この教皇文書は、そうした特例を認める理由として、同教会がブラウンシュヴァイク公の掠奪と放火による(*per rapinas et incendium*) 所領の荒廃のために、「教皇庁によって援助されることなしには解消しえぬ」債務を負うにいたったことを挙げているのである。⁽³⁶⁾

司教ヨハンが先代から引き継いだ破局的財政をたてなおすために、最初にとった措置は、それまで自らが食んでいた僧祿を負債の返済に充てるということであった。この事については、教皇がヒルデスハイム教会の債権者たるシト

一會アメリカンクスボルン修道院長に宛てた文書⁽³⁷⁾から知ることができる。それによれば、ヒルデスハイムの財政は「尋常ならざる額」の借金 (*non modica pecunie quantitate*) と十二年間の戦争による収入の崩壊のため窮迫を極め、司教はその収入をもって「債権者を満足させることが出来ないばかりか、自分を支えることも出来ない」状態に陥っていた。そこで、ヨハンの司教昇任 (*Promotion*) により聖モリッツ教会のプローブスト職 (*Prepositura*) と大聖堂聖具管理職 (*thesauraria*) が空位となった機会に、——前者についてはこうした場合、後任を大聖堂参事会員の中から選ぶのが古来よく遵守されてきた慣行ではあったが——教皇は司教と参事会の懇請 (*supplicationes*) を容れて、その運用につき特例を認めた。すなわち、両教会職権から生ずる収入は、アメリカンクスボルン修道院長が五年の間その手中に納め (*ad tuas manus recipiens*)、その負債の解消のためにそっくり充てる (*conventus integraliter in solutionem huiusmodi debitorum*)、べきことが指示されたのである。

もちろん、領国財政の危機は一、二の僧祿を転用して片の付くようなものではなかった。領国の聖俗指導層が、この点でも否応なく司教と一蓮托生たらざるをえなかったことはいうまでもない。彼らの多くは、自ら司教に対する債権者であるか、或いは司教の債務の保証者であった。しかるに、司教の債務の大きさと彼の老齢とはその協力者を少なからず不安ならしめたに違いない。一二五八年三月二七日に聖堂参事会の行った異様な決定は、⁽³⁸⁾ こうした彼らの不安をよく示している。大聖堂プローブスト、デカンおよび全参事会は、もし司教ヨハンが死去したならば、それに代って選ばれる司教は、ヨハンのために「保証をなしたる聖俗の人々を、担保から解除する約束をなすべきこと」⁽³⁹⁾、また、後継司教は、かかる担保の解消を果す以前には俗権の行使 (*administratio temporarium*) をしないという誓約をな

すべきことを決定した。これは、形式上は Wallkapitulation の交種⁽⁴⁰⁾といえるかもしれないが、司教の存命中に不特定の後継司教を拘束する決定がなされたことは、聖堂参事会の歴史上はじめてのことであった。そして、これと同じ決定は、実は後継司教オットーの治世末期にももう一度くり返されるのだが、二度の例を通じて決定の動機をなしているのは、「次の」司教についての参事会の不安なのであり——現司教に対するロヤリティーの欠如ではない——、そこには機関として連続性を欠いた司教領国主の地位と、組織的な体系をもたぬ領国財政の問題が象徴的に現われているのである。

ヨハンが司教に就任した当時の財政状態がそのようなものであってみれば、彼がその中であの積極的な城郭獲得政策にうって出たことはむしろ驚くべきことであった。銀二千マルクにもおぼるそのための巨費は、基本的には様々の形の借金入質でまかなわれざるをえなかったと想像されるが、この時に端的に売却された諸権利も決して少なくなかったようだ。例えば、司教は「負債返却のために、他のよりよい途がないので」(cum ad solutionem eorum non possit alia via melior inventiri)、ラムシュプリンゲ修道院に同地のフォークタイ (advocaciam in Lamspringe) を銀二五〇マルクで売却⁽⁴²⁾し、また、聖モリッツ教会に対しては、一〇〇フントの借金返済のかわりに Westerberg とよばれる山の二一フーフエを開墾のために与⁽⁴³⁾えている。さらに、これとの直接的関連において興味深いのは、一二五九年八月七日、五人もの大証人の前で作られた司教の証書⁽⁴⁴⁾である。それは、「バイネ、デーペナウおよびルター城の買取りと維持 (conservatio) のため」に生じた大きな債務に対処するに当って、聖俗の有力者が司教に協力体制をとったことを記している。すなわち、以下でのべるような人々により、ヒルデスハイムの西方に広がる東西二軒、南北四軒の山林ロッ

ツベルク（証書では Westenholt とよばれている）⁽⁴⁵⁾が司教に対して寄進（*donare*）され、同時に山林用益権（*echward*）が放棄されたのである。

この山林を司教に寄進したのは、ドームブロープスト、ドームデカン、ミヒャエル修道院長、ゴデハルト修道院長、モリッツ教会管長とそのコンヴェント、ヨハニス教会のカノニカーたち（以上聖職者）、ディートリヒ・フォン・ロエシンク、待従官エクベルト、献酌官ハイインリヒ、エクベルト・フォン・トセム（以上ミニステリアーレン）であり、彼らは司教により *virii liberales*（高貴な人々）とよばれている。ここに名をつらねる大聖堂参事会、在ヒルデスハイム諸教会の代表、および四人のミニステリアーレンは、もちろんこの森林に直接の権利をもつ人々であったには違いないが、⁽⁴⁶⁾彼らは同時に領国の中枢を占める人々でもあった。司教証書によれば、彼らは「われらの負債に同情し、高貴な人々の最も気高き奉仕をもってわれらの必要に応えんものと協議・熟考して」、前述の山林を「われらの負債の軽減のために」寄進したといわれている。⁽⁴⁷⁾そして、この寄進行為はドームブロープスト以下十七名の大聖堂参事会員、三名の他教会参事会員、および十九名の騎士（*milites*）、⁽⁴⁸⁾十二名の若・軽輩（*servi*）——俗人はすべてミニステリアーレン——の面前において行われた。それは事実上のラント集会とも見られる構成を示しており、ここには市民勢力を除く司教領国の主要な担い手がすべて結集したものとと思われる。

こうして入手した山林を、司教は債権者たるモリッツ教会とシトー会イーゼンハーゲン修道院に開墾地として与えた。前者についてはすでに述べたが、後者についてはやや複雑な事情がある。というのは、司教のとったこの措置が、問題の山林の南端に位置するベネディクト会修道院バックェンローデの「改革」と絡んでいたからである。結論だけを

述べれば、司教は諸々の改革努力のすえに、一二五九年三月、もはや改善の見込みなしとして同院の全修道士を追放し、シトー会のイーゼンハーゲン修道院長テトマーにその再建を託した。⁽⁴⁹⁾テトマーは自ら修道士とともに同地に移り、修道院の名もマリエンローデと改めて新たな建設に着手した。まさにこの時に司教は同修道院に対し、旧来の所領諸権利に加えて、新たに開墾すべき土地として二二フーフエの山林と十分一税徴集権を与えたのである。マリエンローデに対する諸権利の授与も、司教に対する山林の寄進がなされたあの事実上のラント集会において、多数の証人の面前で行なわれた。⁽⁵⁰⁾

ところで、以上見てきたように、司教ヨハンは極めて短い統治期間ながら、領国財政の危機に対処するため、多面的・精力的な活動を行ない、少なからざる成果をもたらした。その際に用いられた財政的手段は、事実上、聖俗有力者からの借金以外にはなかったらしく、そうして生じた負債を解消するために、空位僧祿の転用、所領、諸権利の入質、処分などが行なわれた。この段階で司教が何らかの「租税」徴達を試みた形跡はない。同時代の帝国都市ゴスラールやリュベックには *exactiones speciales* の存在が認められるが、⁽⁵¹⁾ヒルデスハイムについては都市領主に対する財政的支援の言及は一度もなされていない。この段階のヒルデスハイム司教領国において、*exactiones et petitiones* が全く知られていなかったわけではないが、それは領民が個々のフォークトに納める貨幣貢租であって、⁽⁵²⁾ラントの特別な財政支出のために特別の *exactiones* が「懇請」されることはなかった。⁽⁵³⁾また、後継司教オットーがヴォールデンベルク城を買取る際に用いた手段、すなわち司教管内の諸修道院・教会から *exactiones* ないし *substitutum* を要求するという方法も⁽⁵⁴⁾ヨハンのもとでは採られなかった。したがって、彼の財政「政策」は基本的に、質を解消するのに新た

な質をもってする類いのものにとどまらざるをえなかつたわけである。⁽⁵⁶⁾

ヨハンの死後ちようど五年をへた一二六五年八月、後継司教オットーはアシュヴィン・フォン・ルター兄弟との間に協約を結び、ルター城の買取りをめぐる起つた争いを收拾したが、⁽⁵⁶⁾そこにはヨハンの時代における「買取り」の実体が象徴的に示されている。すなわち、ヨハンがエクベルト・フォン・ルターからルター城と附屬所領を銀四八〇マルクで「買取った」ことはすでに述べたが、実際にそのとき銀で支払われたのは二〇〇マルクに過ぎなかつたらしい。残りの代金の担保として、ヨハンは諸々の所領、諸権利をルターに入質した。この質権の運用をめぐる生じた紛争を調整したのがこの協約なのだが、それによれば、兄弟側はヨハンの入質した所領の一部 (*partem bonorum*) を、「よき平和と協調のために」司教に返却し、司教は質入れされたる所領のうち (*de illis bonis obligatis*) ハルズムの十分一税、ホーエンハーメルン、ゾスマー、ピーアベルゲンの直領地を銀二八〇マルク⁽⁵⁷⁾のかわりに、この支払いがなされるまで兄弟に質入れする。加えて司教は兄弟に対し、ルター城の *suburbium* に一つのホーフを年一〇プフントの収入とともに与え (*inve perpetuo continuis*)、そこに居住することを許す、というのが協約の内容であつた。つまり、司教ヨハンによるルター城の「買取り」は、少なくとも三つの司教直轄ヴィリカチオン、一教区の十分一税の入質をともなつていたのである。

ただ、司教ヨハンの時代に所領・諸権利の質入れが広汎に行なわれたことをもって、直ちに質政策 (*Verpfändungs-politik*) の開始を結論するのは早計である。すぐ右でみた司教オットーの一二六五年の和解証書がヒルデスハイム司教の作つた最初の質契約文書であるという点には、恐らくかなり重い意味を認めてよいと思われる。十三世紀末、と

りわけ十四世紀以降あれば多くなる質契約が、司教ハインリヒ、ヨハンの時代を通じて一点も書き残されていないのである。この現象を文書学の問題として説明することは筆者のよくなしうるところではないが、少なくともこの時代に、所領・諸権利の財務的運用の一形態として質政策が意識的にとられること⁽⁵⁹⁾はなかった、というネガティブな結論だけはそこからひきだすことが許されるだろう。

総じて、司教ヨハンの短い統治期間は、ヒルデスハイム司教領国の歴史上、何らかの新しい国制的要素なり新しい政策方向なりのうちだされた時期ではなかった。その城郭獲得政策も財政活動も、いわば、コンラート二世時代にかれた路線そのものの上にあつた。むしろ、ヨハンのなしとげたのは、そうした路線に沿った活動を行ないうるところまで「領国」を再建したことだといふべきである。形成期の領国は、ハインリヒ時代の末期における都市ヒルデスハイムの動向にその一端が示されているように、たえず解体の危機をはらんだ政治共同体であつた。ヨハンが、離叛した首都の市民とどのようにして和解したかは分らぬながら、彼が司教になって最初に交付した証書は、首都のアンドレアス教会に対するものであり、そこには九人のドームヘレン、六人のミニステリアーレンのほか、十人の市参事会員も証人となっているのである。⁽⁵⁹⁾ヨハンの統治期間を通じて、市民のために発行された証書は存在せず、司教のもとにおける市民の証人活動もたしかに多くはなかったが、⁽⁶⁰⁾市民との間に疎遠な関係を推測させるべき史料もまた皆無である。これにも増して、ドームプローブスト、ルードルフ・フォン・ヴォールデンベルクを中心とする大聖堂参事会と、ハインリヒ・フォン・シュタインベルクをはじめとする多くの有力ミニステリアーレンは、まさに司教を支える二本の柱であつた。彼らが極めてしばしば司教の近くにあつて、証書に名をとどめていることは既に指摘したところ

である。そして、戦乱のハインリヒ時代に重大な危機を経た領国的政治共同体を、このように再組織し、その機能を回復したという点にこそ、われわれは司教ヨハンの統治期間が領国史の上でもつ意義を認めることが出来るのである。

- (1) Lamay, G., Die Ständeverhältnisse des Hildesheimer Domkapitels im Mittelalter. Diss. Phil. Bonn 1909. S. 50 f.

- (2) UB. H. Hild. I. 713. Hildesheim 1218 Juni 10. 司教シークフリートの証書に Johannes de Brakle は最後尾の証人として名を連ねてゐる。

- (3) UB. H. Hild. II. S. 631, 633, 634, 641, 657.

- (4) Chron. Hild. a. a. O., S. 862. „*qui quantum ad exteriorem hominem se gerebat, ut tam maiorum quam minorum in se provocaret affectum, …*”

- (5) 司教ヨハンが三年間に発行した証書は、ホーゲヴェークの証書集に収録されたものだけで六一点にのぼる。前掲拙稿『司教コンラートの領国形成政策』一九八頁参照。その中には、五一名の大証人群をもつ証書 (UB. H. Hild. II. 1112) をはじめ、二〇名以上の証人をもつものが一四点含まれてゐる。

- (6) UB. H. Hild. II. 1042. 1257 Jan. 28 (*in generali placio sub tilie*). 1047. 1257 März 3 (*synodo*). 1070. 1258 Juni 25 (*in placio generalis sub tilie in pede montis*). 1097. 1259 März 24 (*in synodo nostrae*). また前註に示した大証人群をもつ証書は、事実上のラント集会で発行されたものである。

- (7) Braunschweigische Reichschronik. a. a. O., S. 558.

- (8) UB. Asseburg I. 292. Hildesheim 1258 Juni 28.

- (9) Chron. Hild. a. a. O., S. 862.

(10) なお、バイネの城とグラーフシャフトについてのレーン権は、その後、後継司教オッターがポッテンブルク伯から買入れたこと。Chron. Hild. a. a. O., S. 863. 30レーン権が同伯の手中に移行した事情は不明である。

(11) UB. Asseburg I. 293. Sudentorf UB. I. 51. Braunschweig 1258 Dec. 17.

(12) 前掲拙稿『司教ロンラートの領国形成政策』一七五頁以下参照。

(13) 司教に対するリホルトの売却証書から、彼には「上の城」(Castrum superius)の一部と「下の城」(Castrum inferius)の四分一が属し、下の城にはブルカルト・フォン・ムスラールの館もあったことが分る。Sudentorf UB. I. S. 298. Nr. 7.

(14) エシエルデ家はヒルデハイム教会の有力なミニステリアールであるにもかかわらず、その歴史も家系も全く明らかにされておらず。むしろ、わすかにウ・ボーデが、W・ヴァイティヒの Altfreiheit und Dienstbarkeit des Uradels in Niedersachsen. in: VSWG. 4, 1906, S. 1ff. を批判した大論文 Der Uradel in Ostfalen. (Forschungen zur Geschichte Niedersachsens. III. 2/3 Heft) 1911 S. 232f. の中で、同家のフォン・ブルテンマルクト家に対する親族関係の可能性を指摘し、系譜の一部を图示しただけである。この場でエシエルデ家のゲネアロギーに立ちいることは出来ないが、必要な限りで確実なことを二三指摘しておくならば、ヨハンの父で一三三六年に死去したディートリヒは常に一族の同世代者中で筆頭に位していたこと、リホルトはその弟、シジルとともにディートリヒの世代に属するが、恐らく彼らは従兄弟の関係にあったと思われること、寄進・処分された土地の分布から判断する限り、ディートリヒヨハンの系列が一族の本拠「エシエルデ」と、その周辺を領有していたこと、などを挙げる事ができる。この一族に関係のある史料は、同家の建立したベネディクト会修道院エシエルデに関するものを含めれば、決して少ないとはいえないが、その多くは未刊行である。刊本に含まれたものの中で特に重要なものは、UB. H. Hild. I. 581., II. 281. 467, 469, 712, III. 52, 519 などである。なお、前掲拙稿一四二頁

以下参照。

- (15) 一二五八年から一二六〇年にかけて、ヨハンは司教のもとで一四回証人活動を行っており、そのうち俗人証人中首位を占めることが三回、二位が二回ある。
- (16) Burchard von Goslar なる人物は、管見するところ、UB. H. Hild. II. 1036, 1041, 1043, 1129. UB. Goslar II. 36, 53 と六本の文書に現れるだけである。しかも、ヒルデスハイム司教との関連で登場するブルカルトと、ゴスラール市において一水車の所有者として現れるブルカルトとが同一人物であるか否かも不明である。ただ、司教ヨハンが聖堂参事会との間に Bründeln の十分一税と Essen の直管地とを交換した文書 (UB. H. Hild. II. 1129. Hildesheim 1260 Januar 12) の中で Burchard von Goslar は明らかに司教のミニステリアル騎士から成る証人群の中に登場している。
- (17) Sudendorf UB. I. S. 298 Nr. 7. Hildesheim 1258 Januar 22. *Chron. Hild.* a. a. O., S. 862. 十註 (31) 参照。
- (18) Sudendorf UB. I. S. 298 Nr. 5, 6, 8. UB. H. Hild. I. 1039, 1041. Hildesheim 1258 Januar 22.
- (19) *Chron. Hild.* a. a. O., S. 862.
- (20) これが誰の侍従官なのかは不明である。ヒルデスハイム司教の侍従官職は、世襲的にフォン・トッセム家に属していたが、同家にはヨハンなる名前は全然現われなう。
- (21) この二人は兄弟であり、ハインリヒ三世とは従兄弟の関係にある。Petke, W., a. a. O. 巻末の家系図を参照。
- (22) この点は、後述検討する UB. H. Hild. II. 1112 の証書「そとび」一二六五年に同城の購入代金をめぐって、アンハツェン・フォン・ルター兄弟が司教と争つてくる文書 UB. H. Hild. III 94. から明らかである。
- (23) Petke, W., a. a. O., S. 409 f.
- (24) 同家との関係のある史料を多く含むのが、UB. H. Hild., UB. St. Hild., UB. Goslar, Sudendorf UB. のほか、Hg.

v. Grotefend, Urkunden der Familie von Saldern I. (1102-1366) 1932. Dürre, H., Die Regesten des Geschlechtes von Wallmoden. 1892. なぎらぶさ。なき。検討の時代的界限は「サマヤ一三一〇年じごじまかれじらさ。」

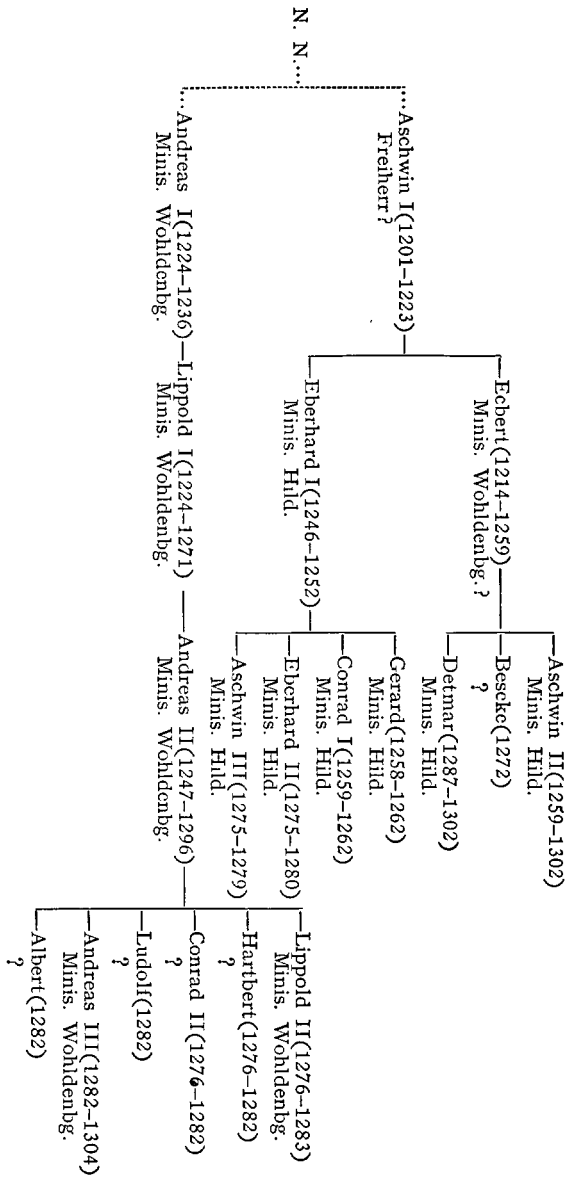
(25) UB. Calenberg III. 261. Braunschweig 1265.

(26) ナシュヴィン一世はしばしばヒルデスハイム司教のもとで証人活動をしてゐる。そして、証人群中の序列としては、明らかにフライムレンに属するものの後、明らかにミンステリアーレンであるもの前、といった場所に多くは位置している (UB. H. Hild. I. 563, 564, 601, 614, 625) はか。最後期(二)史料 (UB. H. Hild. I. 627. II. 91) ではミンステリアーレンの間にはままれて現われる。エーネルンハト一世は都市ヒルデスハイムの西郊に、城館を所有していた人物であるが、これについては本稿四三頁および五〇頁註(51)を参照。第三世代の身分関係については、例えば UB. H. Hild. II 1110, 1112. III. 94, 108, 125, なぎから知ることが出来る。

(27) Sudendorf UB. I. 59 Hildesheim 1265 August 23.

(28) エンペルトは一二一四年から五回史料に現われてゐる (UB. H. Hild. I. 676: 1214, UB. Goslar I. 606: 1244, UB. Asseburg I. 277: 1253, 293: 1258, UB. H. Hild. II. 1109: 1259) したが、その身分関係を知るための手掛りにならぬ。それらの史料からはただ、エンペルトがヴォールデンベルク伯とヒルデスハイム司教の双方に近い立場にあったことがうかがわれるにすぎない。

以上見てきたようなルター家の身分関係と親族関係とを総合して、試みに一つの系図を作ってみれば左のようになる。ナシュヴィン一世とエクベルトの身分関係は一応の推測にすぎないが、前者については註(26)、後者については註(29)を参照。



(29) ヴォールデンベルク伯が四〇〇マルクの大金で売却した「村とミニステリアーレンと附屬所領」というのは、まことに奇妙な表現であるが、それを、在地領主として実際の村支配を行っているルター家に対し、伯が Dienstherr としてもっていた上級領主権と解釈するとき、はじめてそれなりの意味を見出しうる。しかし、アシネヴァイン・エーベルハルト系のルター一家が、この時以前、伯のミニステリアーレンであったことを根拠づけるに十分な材料は、いまのところ存在しない。

(30) 司教ヨハンがヴォールデンベルク伯家に、この重要な拠点の移譲を認めさせたことについては、時の司教座聖堂参事会首席司教(Dompropst)が同伯家出身のルードルフ五世であったという事情が大きくあずかっていたものと思われる。彼はハインリヒ三世の兄弟で、ブルカルト三世、ハインリヒ二世とは従兄弟の關係にあり、一二五一年から七〇年まで、プローブストとして領国支配の中心に位置していた。つまり、彼は激動の時期を通じて三代の司教のもとでプローブストを勤めてゐるわけであり、この時代のヒルデスハイムにおいてとられた諸政策は、この人物と分ち難く結びついていたはずである。W・スートケが伯家の「支配の放棄」を問題とするに當つて、ルードルフその他の同伯家出身ドームヘルレンを全く考慮してゐないのは不可解である。Petke, W., a. a. O., S. 468 ff.

(31) アンゼンブルク・フェーラ末期にもう一度戦火が交えられたことを、リヒテンベルクが Braunschweigische Bilderchronik に基つて指摘してゐるが、彼の場合、その契機はもっぱらバイネの獲得のみに求められてゐる。Lüntzel, H. A., Geschichte der Diocese und Stadt Hildesheim. II. S. 263. しかし、これでは、休戦協定にブルカルト・フォン・ヴォールフェンビュッテルのほか、なせヨハン・フォン・エミヘルデとエクトハルト・フォン・ルターの名が特に書きこまれたのかの説明がつかない。

(32) Bähr, A., a. a. O., S. 15-25.

(33) Sudendorf UB. I. 46. 1258 Februar 28.

(34) UB. H. Hild. II. 1137. 1143. 1146(1260 April-Juli). 司教ヨハンはマルブレヒト公とその母の願ひにより、自らの封土がウイーンハウゼン修道院に寄進されるのを承認してゐる。

(35) Chron. Hild. a. a. O., S. 862.

(36) UB. H. Hild. II. 986. Lateran 1256 Januar 28.

- (37) UB. H. Hild. II. 1056. Viterbo 1258 April 29.
- (38) UB. H. Hild. II. 1053. Hildesheim 1258 März 27.
- (39) „……*subrogatus eidem episcopus iurare debuit, quod tilos, siue sint canonici seu laici, qui falsasserunt pro domino nostro episcopo supradicto, a fideiussione absoluer.*”
- (40) エンチクメンに於ける最初の Wahlkapitulation (選挙誓約) は、一二一六年にジークフリート一世によつてなされ、UB. H. Hild. I. 683(1261 vor Mai 11)°。第二の例は一二一九年ジークフリート二世によつてなされ、UB. H. Hild. III. 515 (1279 Juli 17)°。
- (41) UB. H. Hild. III. 503 Hildesheim 1278 Oktober 27.
- (42) UB. H. Hild. II. 118. Hildesheim 1259 Oktober 25.
- (43) UB. H. Hild. II. 1159. Hildesheim 1260 September 4.
- (44) UB. Kl. Marienrode. 24. UB. H. Hild. II. 1112, Hildesheim 1259 August 7. この証書の日付確定については若干問題があるが、甚だ大勢には影響ならぬ。
- (45) 同証書は、この山林の四方を画して、東は Steinberg 北は Moritzberg 南は Koyoldestal 西は Sossum 村に接する。この山脈は、
- (46) von Rössing, von Tossem 北の山脈 (von Tossem 家と属する) の南の山脈 (von Meienberg 家と属する) をつなぐ。森林のすぐ傍にシタムツツを植へた。
- (47) „……*nostris obligationibus compatiendo, necessitatibus nostris honestissimo liberalitatis officio occurrentes, de consilio deliberato, nemus seu silvam……, ad debitum nostrorum levamen nobis liberaliter donaverunt.*”

- (48) この場合の *servi* はむしろドイツ語の *Knappe* であつて「騎士」になる以前の通常は若年の戦士を意味するにすぎず、大半は決して低い身分の出身者ではなかつた。
- (49) UB. Marienode. 22. UB. H. Hild. II 1097. Hildesheim (*in synodo nostro*) 1259 März 24.
- (50) UB. Marienode. 23, 24 UB. H. Hild. II. 1110, 1112. Hildesheim 1259 August 1.
- (51) UB. Goslar II. 12. 1252 April 3. この時國王マクシミリアンが「臨時租税」を取りたてたといふ約束をしてゐる。マクシミリアンが帝國に上納すべき租税は年二〇〇マルクを降らなかつたといわれ、一二六〇—七〇年代の同市をめぐる争ひは「基本的にその争奪戦だつた」とも言はれる。Steinbach, H., a. a. O., S. 65. 69 ff. Zeumer, K., Die deutschen Städteuern insbesondere die städtischen Reichsteuern im 12. und 13. Jahrhundert. 1878. S. 20, 91, 120 ff.
- (52) UB. H. Hild. II. 711. 1244 Juli.
- (53) „*communes exactiones terrarum*“ が初めて言及されるのは一二九〇年である。UB. H. Hild. III. 862. 1290 März 9. 一三〇三年にはリーマンシュタットの建設に際して実際に *petitio* を取りたつたといふ。UB. H. Hild. III. 1411. 1303 Februar 13.
- (54) これは *Gesta prepositorum Stadterburgensium*. MGH. SS 25. S. 728 の記事から知ることが出来る。
- (55) 『年代記』は司教ヨハンが「先代により入貢されてゐた所領を九四〇マルクのヒルテスハイム貨幣で回復した」とその業績を記すとともに「これをすゞ続けて」「その代り」(*pro istis*) 司教の諸々の所領を質に残した」と書してゐる。
Chron. Hild. a. a. O., S. 862.
- (56) Sudendorf UB. I. 59. 1265 August 23.

